

平成25年第1回定例会会議録（第6号）

平成25年3月14日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田	博	君	副市長	友永	哲男	君
副市長	阿南	俊晴	君	教育長	寺岡	悌二	君
水道企業管理者	亀山	勇	君	総務部長	釜堀	秀樹	君
企画部長	大野	光章	君	建設部長	糸永	好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井	京子	君	生活環境部長	永井	正之	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤	慶典	君	消防長	渡邊	正信	君
教育次長	豊永	健司	君	政策推進課長	稲尾	隆	君
総務課長	八坂	秀幸	君	秘書広報課長	田北	浩司	君
自治振興課参事	月輪	利生	君	次長兼観光まちづくり課長	松永	徹	君
商工課長	挾間	章	君	環境課参事	眞野	義治	君

社会福祉課長 福澤謙一君 児童家庭課長 安達勤彦君

建築指導課長 竹長敏夫君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼調査係長	宮森久住
次長兼庶務係長	小野大介	次長兼議事係長	浜崎憲幸
主査	河野伸久	主査	溝部進一
主任	甲斐俊平	主任	波多野博
主任	池上明子	主事	山本佳代子
速記者	桐生能成		

○議事日程表（第6号）

平成25年3月14日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○17 番（野口哲男君） 今回、私が通告しております一般質問、この事件につきましては、市制 90 年になろうとする別府市役所始まって以来の不祥事である、このように捉えられております。市民の皆さんはもちろん、本当に驚いている方が多いし、同時にあきれて口がふさがらないという方もおります。電話も多数かかってきますし、問い合わせも相当多く、私も対応に追われているというのが現状でございます。本当に市民の方々は、この事件の真相を知りたがっているというふうに私は思います。行政も議会も、それに応えなければならない、そういうふうに私は思います。

そこで、この 511 万円という金額の搾取の事件と、その土地に関連する 700 万円の搾取事件であります。最初の 511 万円という市役所を舞台にした土地取得の件にかかわる搾取事件に対応した部署、交渉から決定まで十数回の交渉がなされたと言われておりますけれども、その担当部署はどこで、誰がやったのか。それから最終判断は、511 万円で買収するとした最終判断は、誰が行ったのか。そのことについて御答弁をお願いします。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

一連の報道につきましては、担当の道路河川課それから会計課、それから秘書広報課のほうで対応いたしております。

それから、最終的に決裁を認めているのは、平成 20 年 9 月に売買の関係の決裁がなされたということでございます。

○17 番（野口哲男君） 今答弁なさった副市長も、それは、最終決裁は見ておられるのですね。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

私、平成 20 年 7 月から副市長をやっております。道路河川課の建設部の所管でございますので、当然私のほうは見ております。

○17 番（野口哲男君） そうすると、この 511 万円で買収するという決定は、道路河川課だけで行ったという捉え方でよろしいのですか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

建設部のほうで担当しております。その中で購入の決定をいたしております。ただし、購入する以上は決裁が要りますので、平成 20 年 9 月に決裁をとっているということでございます。

○17 番（野口哲男君） 予算の支出が伴うことですから、この件については、議会にも当然その話があったと思います。それから 511 万円という、これは貴重な税金を支出するわけですから、その当時、市長は、この 511 万円を支出するということを御存じでしたか。いかがですか。

○市長（浜田 博君） 決裁をしておりますから、当然承知しております。

○17 番（野口哲男君） そうすると、きのうの平野議員への答弁とちょっと食い違いが出てくるのですけれども、あなたは、きのうの答弁では、知らなかったという。その時期は、四国の詐欺被害者から、平成 23 年 1 月に内容証明つきの質問状が来た。それを見たときに知ったというふうな答弁が、平野議員の質問に対して行われたと思うのですが、その辺は答弁の食い違いがありませんか。

○市長（浜田 博君） 全く食い違ってないと思います。当時、決裁は、数多くの決裁をしておりますから、支出というのは、最後の決裁を私がするというので、内容について、平野議員の質問については、土地問題のことについて詳しく報告を受けていないというこ

とを言ったわけですから、そのことと決裁とは違う、このように思っています。

○17番（野口哲男君） 通常、決裁というものは、最終的に責任を負う者が市長ですから、それを見て市長が判をつくということは、その内容を知悉していなければいけないはずなのですよね。今の答弁では、内容については承知していないというようなことが言われましたけれども、それはちょっとおかしいのではないですか。いかがですか。

○市長（浜田 博君） 決裁は、担当職員からきちっと報告をいただいて、こういう形で支出をしますということで、常にいろんな決裁をやっております。その中でこの買収については、正式な手続で買収したという報告ですから、決裁をしたということでございます。（発言する者あり）

○17番（野口哲男君） 後ろからのやじに答えたようではありますが、私が言いたいのは、そういうことなのです。きちっとやっぱりその内容を知った上で決裁をしたというふうに捉えないと、では、市長の責任というのは何なのかということになります。決裁、最終決裁責任者としての価値がないではないですか。そういう意味から言えば、明らかにこれは、市長は知っておられたという捉え方をしなければならぬ。違うのですか。どうですか。

○市長（浜田 博君） 何百、何千と決裁をしますので、全て覚えているということにはならないのですが、決裁は、必ずその時点で内容を聞いて、正確に決裁はしているというふうに思っております。

○17番（野口哲男君） 曖昧な答弁ですが、これはよしとはできないですね。そこら辺でこの重大な事件に発展するような問題ですから、やっぱり市長は、この時点でこの件の、詐欺事件の件の前兆となるものは知っていたということに捉えなければならぬのではないですか。

それから、もう1点、これは非常に問題になるのは、十数回の買収交渉をした。寄附をするということを断ったような土地を、十数回もかけて買収交渉をした。平野議員の質問にもありましたけれども、市長の知人が関与したときから買収するようになったというようなことをちらっと聞きました。新聞にも、そのような報道がなされております。そういうふうな中で、なぜ一回も所有者と接触を持たなかったのか、会わなかったのか。この辺はいかがですか。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

先日の平野議員さんのときにも答弁いたしましたが、用地交渉を進めていく中で、交渉過程での必要書類、関係書類への捺印、印鑑証明、委任状等が提出されていたので、地権者と意思の疎通はできていると判断し、本人の確認はしておりません。

○17番（野口哲男君） 今後の質問にかかわってくるのですけれども、現金で支出したということにもかかわってきます。通常所有者が、それは寝たきりとか、そういう状況であればわかりますけれども、健康で、日ごろ常態の中で生活をしている所有者に会おうとしなかった。書類がそろっているから会おうとしなかった。それで、通常そういう土地買収とか収用する場合に、所有者には一回も会わなくてもいいのですか。その辺はいかがですか。確認をとらなくていいのかどうか。

○建設部長（糸永好弘君） 私も、今まで経験して用地買収を何件もした覚えがあります。でも、その中で、先ほど言ったように必要書類が全部そろっているのので、地権者と意思の疎通ができているということで判断いたしました。

○17番（野口哲男君） 私の質問は違うのです。それも聞きました、最初の答弁で。そうではなくて、通常の土地買収とか土地の収用で、地権者に全く会わなくてもいいのですかという質問なのです。いかがですか、そこは。

○建設部長（糸永好弘君） 基本的には、やはり会わないと悪いということであると思います。

○17番（野口哲男君） 今回は、そのことを怠ったということですね。これが、こういう事

件に発展するということになるわけですが、それでは、今、文書がそろっていたということですが、その文書は、どのようなものがそろっていたのですか。

○建設部長（糸永好弘君） 印鑑証明、それと土地の所有権移転等に必要な書類に実印を押したものの、それと委任状関係の書類が全部そろっておりました。

○17番（野口哲男君） 平野議員の質問には、偽造されたやもしれないというようなことを最後に言われましたね。そのおそれというものは、そのときに抱かなかったのですか。いかがですか。

○建設部長（糸永好弘君） 偽造という考え方は、全然思っておりませんでした。

○17番（野口哲男君） それでは、もう1つの700万円の搾取事件で、実は私は松山まで当事者の方にお会いしてお話を聞きました。ここにテープも、そのときのテープもありますけれども、その中で、これは直接別府市がかかわったことではないのですけれども、イズミとの立地協定書、ゆめタウンにできるシネコンの確認書、それからゆめタウン周辺の開発についての全てを任されているという市長からの委任状、そういう、その当時、このシネコンの確約書等については、この20年ごろについては、誰もまだ見ていなかったのですね。2年後ぐらいにそういうのが出てきたということはありますけれども、こういう書類をなぜ水永容疑者が所持していたのか、非常にこの辺は疑義が持たれるところです。このような書類について、市の担当者、あるいはどなたか、総務関係から出たのか、どこか、企画関係から出たのかわかりません。しかし、こういう書類が出たということについてどういうふうに思われますか。どういうふうに対応しますか。2つ。

○総務課長（八坂秀幸君） お答えします。

一般的に公文書は、原則公開と考えております。内部文書という意味が、守秘義務の対象となる文書という意味であり、それが別府市から流出したということであれば、問題があろうかと考えます。

議員お尋ねの文書が、今、ゆめタウンの協定書、確約書ということであれば、その当時、20年、記者会見などでその内容も公表しておりますので、公表後であれば、その文書の写しを第三者が所持していても問題はないのだろうと考えております。

○17番（野口哲男君） 通り一遍の答弁がなされましたけれども、この確約書については、1回、2回、3回というぐらいあるのです。だから、最初の確約書が出ていても、このときに四国の被害者に見せられた確約書は、まだ出ていないのです。そういう書類が、何で水永容疑者に渡ったのか。この辺については、いかがですか。

○総務課長（八坂秀幸君） その点、時期的なものがちょっと確認できておりませんので、何とも答弁しようがございません。

○17番（野口哲男君） これは、実物をその水永容疑者が見ておったので、今、警察のほうに押収されているかもしれませんが、その部分については、また改めてこういう文書の扱いについてはどうだったのか。一般的に文書の扱いというのは、非常にこれ、大事なのです。だから、その辺の文書の扱いというものが、市役所の内部で非常に緩んでいたという、「緩んでいた」という言い方がおかしいのであれば、規定どおりに扱われていなかったのではないかというようなことも思われるのです。この点については、このくらいにしておきます。

そのときに、いろいろあるのですけれども、松山の被害者は、もうここで話が出ましたから言いますが、水永容疑者から土地の所有者Mさんという方が、造成工事の後の市の登記とか、そういうものがなされていなくて問題になっている、そして、そこにくいを打たれたり、いろいろなことが起こると、市長に、そのMという土地の所有者が、暴力団に頼んで、暴力団が街宣車を回すと言っている、これを阻止しなければならないので、その手を打つためにお金を貸してくれ、こういう話しかけなのです、聞くところによると。当初

は1,000万円貸してくれ。そんな金はできないよと言ったら、700万円ならできると言ったら、その700万円で暴力団とちゃんと話をつけるから、では、私が持って行ってその人に渡すと言ったら、いや、あなたが行くと大変面倒なことになるような人ですから、行かないでくださいと言われた。そういうふうな、これは暴力団の威力を使っているのです、ここでも。暴力団排除条例を別府市が作りましたけれども、暴力団の威力を使ってはならないということがあるのですが、その中で非常に気になる証言があるのですけれども、このお金は何に使ったのか——その後ですね——そういうことになったときに、水永容疑者は、私は、浜田市長の裏選対の幹部である。だから、この金が出たときには、今ちょっとお金を選挙に流用しているから、選挙が終わったら返す。再三再四請求したら、姿をくらましたということなのです。

市長にお伺いしますけれども、市長の選挙対策本部には、裏選対というものがあるのですか。いかがですか。

○市長（浜田 博君） そんなものはありません。

○17番（野口哲男君） そう答えざるを得ないでしょうね。この中で水永容疑者が言うには、シネコンから何から全部私が任されているのだ。今の別府市役所は、全部私が仕切っている。だから、必ず市から金が出たら返す、そういうふうに言っているのです。ここに録音がありますから、それを聞いてもらえばわかりますけれども。

そこで、この松山の被害者の内容証明が来た。1月に来て、3月まで返事がおくれた。このときにMという土地の所有者が、四国の被害者から手紙をもらって、市長に内容証明を出したけれども返事も来ない。こうこう、こうだという話を聞いて、慌てて市役所と警察署に届け出たということなのです。だから、1月から3月までこの返事を捨てておいたと言うとあれだけでも、返答がおくれた理由は何なのですか。そこをお聞かせください。

○秘書広報課長（田北浩司君） お答えいたします。

その内容につきまして、道路河川課、商工課、総務課にそれぞれ確認するために、回答まで時間がかかったと聞いております。

○17番（野口哲男君） それで2カ月も返事がおくれるのですか。こんな大事なことを直ちに返答しなければならない義務があるのではないですか、何にも市役所が関係なければ。2カ月もおくれたというのは、非常にこれは、その当事者にとっては大変な問題ですよ。この問題については、真相は語られないとは思いますが、これは大変問題があったということだけ言っておきます。

それから、取得した土地の必要性、今後の活用ということでお聞きしますが、必要でもない土地を511万円で買収した。その土地が何で必要かと言われたら、個人では管理ができない。雑草が生い茂ったり何たりでというようなことを、ちらっと答弁で聞いたようなのですが、それだけの理由でこのような土地を買収することになるのでしょうか。その辺について、もう1回答弁をお願いします。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

用地買収をした2カ所の土地の現状は、民間ディベロッパーが開発の中で防災上ののり面を施工した場所でございます。そののり面については、面積が約1,600平米ありまして、擁壁等も設置しております。将来的にこの擁壁の維持管理、それと、そののり面の上にも宅地があります。そして、のり面の下に市道があって、その下が住宅地となっておりますので、将来的にもそののり面を個人で、開発行為の中で業者が管理するというのり面だったわけなのですけれども、それが個人になったということで、個人でそういうふうなのり面を管理するのは、将来的にもやっぱり草刈り等の維持管理は難しいということで、買収いたしました。

○17番（野口哲男君） 私の質問は、それはもう聞いたのですよ。その後、別府市内にいろ

んな土地があるのですけれども、そういうふうな土地を持っている土地所有者から、では、管理ができなくなったから買ってくれ、そういうふうな申し出があった場合にはどうするのですか。答弁をお願いします。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

今回の場合は、あくまでも開発行為で造成し、防災工事を施しているのり面ということで買収いたしました。だから、あと別府市内でこういうふうな開発行為に伴ったのり面等のところは余りないと考えております。

○17番（野口哲男君） あったら、では、そういう対応をされるわけですね。そのように受け取ってよろしいですか。

○建設部長（糸永好弘君） それは、また現状を見て判断したいと思います。

○17番（野口哲男君） 現状を見るのでしょうか。この何十筆もあった土地から10筆だけ抜いて、あとは寄附していただいた。本人は、寄附すると言っているのですから、寄附してもらえばよかったのではないですか。そうすると、511万円という金を出さなくてよかったということになるわけなのですが、この代金が、所有者に渡っていない。所有者に渡らなくても、市の責任というのは全くないのですか。そのことについて答弁をお願いします。

（答弁する者なし）（「時間がないですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（松川峰生君） 休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（松川峰生君） 再開します。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

平成20年の当時、交渉過程において、支払いに必要な書類が提出されたので、正式な手続により支払いを行いました。

○17番（野口哲男君） いや、それはもう何度も聞いているのです。だから、所有者に渡らなくても、通常であれば、ちゃんと所有者に渡ったかどうか、振り込みをするかどうかということで、現金で渡しておるのです。その場合には、二重三重の確認が要るのではないですかと言っておるわけです。その辺はいかがですか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

出納のほうは、会計課のほうで処理をいたしておりますが、別府市の会計事務規則第65条等、それから、そういうものに基づきまして、指定金融機関で現金を支払いするときは、債権者に支払依頼書兼領収書、様式がございます。記名、押印をさせて、これと引きかえに支払い札を交付して行うものというふうに規定をされておまして、「それは聞きましたから」と呼ぶ者あり）ええ。現金で払ったということは可能であるというふうに、私どもは、会計課のほうできちっと処理されたというふうに思っております。

○17番（野口哲男君） 答弁がすれ違っているのです。それはもう聞きました。平野議員のときにもその答弁をしたのですけれども、その本人に確認をしなくてよかったのですかという意味なのです。それについては、いかがですか。

（答弁する者なし）

○議長（松川峰生君） 休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（松川峰生君） 再開します。

○建設部長（糸永好弘君） 先ほども答弁したように、会計課に、代理人の方に支払う場合はどういうふうな書類が要るかということで問い合わせをしたら、必要な書類がそろえばいいということで、その必要な書類を全部持ってきてもらい、支払いをしたということで

ございます。

○17番（野口哲男君） 質問がかみ合わないので、しっかりそこだけお答えいただきたいのですが、それはもうわかったのですよ。わかったのですが、その場合に、会計課はそういう返事をしたかもしれませんが、交渉の任に当たった者は、やっぱり所有者にきちっとした確認をとるべきです。とっていないということは、これは大きな瑕疵です。そのように捉えられても仕方ないと思いますが、いかがですか。

○建設部長（糸永好弘君） そのこのところ、土地の所有者に確認しなかったのは、市のほうの落ち度と考えております。

○17番（野口哲男君） そうですよ、ここを確認しておれば、こういう事件は起きなかったのです。

それでは、市長にお伺いします。市長、市民にこのような損害を与えた。この点について、市長はどのようにお考えですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

この用地取得については、今、道路管理者として必要な土地であるということ取得したというふうには認識をいたしておりますが、ただ、このようなことによりまして、市民の皆様に変な御心配・御迷惑をおかけしたということについては、心からおわびを申し上げます。

○17番（野口哲男君） 損害を与えたこと……、行政というのは、市長、市民の生命と財産を守るということが、根本的な行政の責任ですよ。今回、こういうふうによりまして市民に損害を与えたということについては、これは市長としての責任というのは免れない、私はそういうふうに思います。

水永容疑者との関係というのが、いろいろ取り沙汰されました。平成23年3月議会でも、数名の議員からいろいろな指摘がなされております。私の記憶では、当時の担当課長に水永氏を連れて行かせて、イズミの担当者と合わせた。それから、代理人としてイズミ本社に委任状を持って送り込んだ。それから、市長室はフリーパスであった。そこで大きな声で暴言を吐いて、当時の複数の職員が大変怖かったと。それから、今回の詐欺事件の中でも、四国の社長の証言では、目の前で市長の秘書室を呼び出して、「おれだ、おれだ。市長にかわってくれ」ということで市長にかわらせて、そこでこの話をした。それから、シネコンの話から、ゆめタウンの話から、いろいろそこで話をしていた。メール友だちであったというようなことも言われていますけれども、先ほど、市長の裏選対の幹部ではないと言われましたけれども、市長は、本当にこの水永容疑者との関係というのは何なのですか。よく私もわかりませんが、この点についてもう1回説明をお願いします。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

昨日もお答えいたしました。確かに県会議員の時代から、もう20数年になりますか、支持者として応援をいただいた友人であるということは間違いありません。今はいろんなことを言われましたが、ゆめタウンのときも、本当にシネコンをつくってほしいという思いはしっかり私はいろんな方と一緒に思いを伝えました。あなたも、ゆめタウンのことについては、本当に一生懸命、最初に市長室を訪ねていただいた重役を御紹介いただいたのは、あなたですよ。そういう同じ夢を見たではないですか。そういう中であって、今、いつ、どういう形でどうなったのかわかりませんが、水永氏との関係、確かに私も支持者として、友人としていろんなことを一緒に頑張った仲間ということは間違いありません。しかし、いろんな形で私の後援会の幹部であるという名前をかたり、そういう形でいろんなところにお話をしたということは、全く私は信じられないような状況でありましたから、その20年、四国の方ですか、言ったことも本当に知らないわけでございます。そういう私は、水永氏を、名前を、個人名を出したら本当は悪いと思いますから、彼を信頼してい

たというか、そういう気持ちについては、「市長、わかりました。質問の関係だけをお願いします」と呼ぶ者あり) そういう私の思いを正直に伝えたということでございますので、お願いします。

- 17番(野口哲男君) 私は、ゆめタウンを誘致して正解だったと、今でも思っていますよ、あれは。別府市の活性化のために市長が決断したということについては、評価をしております。しかしながら、この水永氏とのどろどろした関係が、全ての事件に結びついている。このことについては、市長は非常に残念だと言いましたけれども、この水永氏が市長をかたったということについては、もし関係がないのであれば、損害賠償なり何なり訴えるのか、そういうことをやるべきだと思います、私は。あなたの名前をかたって、いろんなことが行われたわけですから。ここでは言えませんが、別館の事件についても水永氏が絡んでいるわけです、あの大きな事件が。全部で9人の逮捕者が今出ているのです。この水永氏との関係というものを市長がやっぱりきちっとここで整理しておかないと、市長の今後の、市長としての政治生命というか、そういうものにも非常に大きな影響を及ぼすと思うのです。

だから、私が心配して申し上げているのは、この水永氏と自分とはこういうことで関係がありませんでしたというような所作を、市長がするべきだと思います。それは水永氏を告訴するのか、告発するのか、そして損害賠償を訴えるのか、それは私はわかりません。しかし、それはきちりするべきではないですか。特に別府市の今、平均所得は180万円余ですよ。県下でも最低クラスです。その市民の方々が、一生懸命、爪に火をともし納税していただいた血税が、このような形で搾取されるということについては、これは大変な問題ですよ。

だから、市長だけではなくて、ここに座っている市の幹部の方々は、きちっと責任をやっぱり自覚してもらわなければいかぬと思うのです。あなた方の給料も税金から出ているわけですから、その辺をしっかり整理をしながら……、一つ、ここで私が申し上げたいのは、「コンプライアンス」という言葉があります。これは、民間企業でも地方公共団体でも同じです。法令の遵守や、法律や社会的な常識、通念を厳密に守ること。反社会的な勢力との接触を禁止すること。行政の根本的な市民に対する責任は何なのかということを考えること。それから、次に行政責任というのがあるのです。行政機関の応答性、不法ないし不適切な行政責任による損害の補償、行政の守備範囲、公務員の倫理等の多義的な概念、それからここもあるのですね、監督不行き届きや危険の放置等不作為についての行政の責任が問われる。市長は、やっぱりこれは監督責任もあるのです、行政全般に対する。

そして、「アカウンタビリティ」というのがあるのです。これは、説明責任という日本語の訳があるのですけれども、行政機関または公務員個人が行った判断や行為に関して、市民が納得するよう説明し得ること。これは、広義の行政責任ということがありますけれども、やっぱり市民に対してこういう事件が起こったときには、きちり第三者等の力を借りてでも、調査機関を設置して調査して、そして、市民の方々にわかりやすく説明する。そういう義務・責任があると思うのですが、いかがですか。

- 建設部長(糸永好弘君) お答えいたします。

まず、その510万の用地買収の件につきましては、正規の手續に従い事務処理をいたしております。

また、説明責任につきましては、土地の所有者が平成24年、昨年1月に来庁された際に、御本人に印鑑証明、代理人と定める委任状が、こういうふうに出ています……(「答弁の内容が違います」と呼ぶ者あり) ということで、契約したことを詳しく土地の所有者には説明いたしました。

今回、松山の方からの内容証明郵便についても、回答いたしております。

- 17番（野口哲男君） 個々の説明は、そういうことでよろしいと思うのです。ただ、これはやっぱり市民に向かって、こういう事件があった、こういうことでありましたと、調査結果を市民の皆様知ってもらうための説明をするということが必要ではないですかという質問なのです。その辺はいかがですか。
- 副市長（友永哲男君） お答えをさせていただきます。
市が買収した土地の件につきましては、先ほども建設部長が申しあげましたように、正当な手続だというふうに解釈しております。議員さんがおっしゃるのは、第三者委員会みたいなのを求めてということでございましょうけれども、今、警察のほうも真相解明をしております。そういう中において、私のほうは、そのほうに協力をさせていただきたいというふうに解釈しております。
- 17番（野口哲男君） 私のところに、いろんな市民の方々から連絡をいただいておりますけれども、やっぱりこれは、市長が先頭に立ってこの件をきちっと調査して市民に公表すべきだという意見が多いですよ。市長、間違いはないですよ、これは。いかがですか。
- 市長（浜田 博君） 今、形は、この土地問題は処分保留になったのですかね。私は、全て警察には情報提供し、真相解明をやってくださいという強い要求の中で、全て全面協力しております。（発言する者あり）
- 17番（野口哲男君） 市民に対する説明というのがなかったのですが、いかがですか、それは。（発言する者あり）
- 議長（松川峰生君） 静粛に。野口議員、もう一度。途中で……。
- 17番（野口哲男君） 私がお願いしたのは、調査機関等を設置して、市民にこの事件の概要とか全てのものについてどういう対応をしたとか、そういうものについて広く市民の方々に説明をするべきではないですかと言ったのです。その点はいかがですか。
- 市長（浜田 博君） 第三者委員会の問題だと思いますが、私は、そういう、今土地の問題について、別府市が正当な手続で買収したということは、議会に対してもしっかり報告しておりますし、これが市民への報告だと思います。
ただ事件の、詐欺事件であったのかどうかという内容は、確定をしていないものを、私たちが「詐欺であった」ということは、報告はできません。そういう意味で真相解明をしていただいて明らかになることを望んでいるわけですから、そのことで全面協力を警察のほうにさせていただいているということでございます。
- 17番（野口哲男君） それでは、そういうことはしないということですね。
最後に、それでは、この被害者に対する土地登記の問題、それから現金が被害者に渡っていないということなのですけれども、この土地の登記をそのまま継続するのですか、取り消すのですか、もとに戻すのですか、そういう措置はやられるのですか。その点についてお聞かせください。
- 建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。
正当な手続で平成20年9月に契約をして、取得しております。補償の必要はないと考えております。また、買収した用地についても、今後とも引き続き市のほうで維持管理していきたいと考えております。
- 17番（野口哲男君） これは、私はここから先は言えませんが、告訴されて裁判に発展するかもしれませんが、今の状況では、市の土地として管理をしていくということですね。
それから、被害者から話を聞いた内容では、内容証明で送ったにもかかわらず、返事もおくれたし、その内容についても大変雑駁な内容であったということで、市長に対しては、人をだまくらかしている、これはそのとおりに言いますよ。市長に対しては、人をだまくらかしている。その内容については、本当に人をばかにしたような内容、答えが、回答の

内容であった。

それから、あとはこの当時の市の体制というものは、イエスマンばかりだ。全く行政としての体をなしていないというようなことも言われました。私は、別府市のそういうことを言われると恥ずかしくて、身の細る思いがしたのですが、この被害者の身内には松山の市議会議員がおるそうですが、こういうことを考えると、やっぱり別府市として大恥をかきますよ、こういうことは。

だから、それと同時に、「この別府市はおれが取り仕切っているのだ」というようなことを人の前で堂々と言うということについては、これはいかがなものかと思えますけれども、この原因とか根拠がしっかりあるのだらうというふうには私は思います。そのことについては確たることは言えませんが、そういうことを言わせるということ自体が、やっぱり行政としてその辺の問題点があったのではないかなということをおもいます。

この件については、これから私たちももっともっと調査を続行していきますけれども、ぜひとも市長もこの件をしっかりと調査していただいて公表できるようにしていただくことをお願いして、この項は終わります。(傍聴席、拍手する者あり)

○議長(松川峰生君) 傍聴人に申し上げます。静粛をお願いします。拍手等は、禁じられていますので、御協力願います。(発言する者あり) 私語の方も禁じられます。よろしく御協力をお願いします。

○17番(野口哲男君) 暴力団の関与についてお尋ねをいたします。

暴力団の排除条例というものが、平成23年にできました。これは、市長が先頭に立つてつくられたという、そしてまた、別府警察署と協定も結びました。その中で、暴力団に絡む事件というものが、このように暴力団の威力を使ったり、暴力団と一緒に行動したりした事件が惹起された。これは、時期的にはこの暴力団排除条例ができる前なのですが、その後の対応についても、この暴力団排除条例に即した対応はされていないというふうにおもわれています。

ここだけ解説を読んでみますと、この別府市のことをこう書いてあるのです。「暴力団は、古くから市民生活や事業活動に深く介入し、暴力や暴力団の威力を背景とした各種事件、資金獲得活動等により、市民や事業者に大きな脅威を与え、市民の安全で平穏な生活を脅かすとともに、公平な経済活動に支障を及ぼすなど、本市の社会経済活動の発展にも著しい悪影響を与えてきた。現在も暴力や暴力団の威力を背景として各種事件を引き起こすとともに、近年は暴力団関係企業を利用して各種の事業活動に進出し、あるいは企業活動を仮装するなど、巧妙に資金獲得活動を行い、その勢力の維持拡大を図っている。また、大分県外に本拠地を置く暴力団が、大分県での利権を求めて県内に進出してくる傾向にあり、既存暴力団との摩擦が懸念される。さらに、隣県では悪質性の高い暴力団が、自分たちの言いなりにならない企業等に対し執拗に拳銃発砲事件を繰り返し、緊迫した暴力団情勢となっているなど、暴力団の市民生活及び事業活動に対する脅威は、一層大きなものになっている」。

これは、このとおりなのです。これ、これからいろいろな条例ができていくのですけれども、その中で特に私が注目したかったのは、市内の事業所、これは広域市町村圏事務組合であろうと何であろうと、市内にある事業所、公営、民営、民間企業にかかわらず、事業所というものは含まれるのです。その点についてはいかがですか。

○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

事業者とは、商業、工業、金融業、その他の事業を行う法人及び個人事業者を言いますので、市内に存在する事業者については、適用になると考えております。

○17番(野口哲男君) それで、もう1点大変なことがあるのですが、私も20数年前に別府に参りまして、それから、いろいろなところで仕事をさせてもらいましたけれども、い

ろいろな仕事というのは、杉乃井ホテルですが、暴力追放推進委員とかやらせてもらいました。特に別府市は、暴力団という問題でかなり誘客に支障を来したという思いがあるのです。私が杉乃井にいるときも、小倉の暴力団が営業権を買い取ったということで杉乃井に入ってまいりまして、毎晩毎晩その店に居座って嫌がらせをされる。本当に、映画がありましたけれども、伊丹十三の映画がありましたけれども、あのおりのことが起こったわけです。そういう中で対応して、何とか即決裁判で出て行ってもらいました。しかし、そのような中で、横断歩道を渡っていると白い車がわあっと来て、「ひき殺されぬように気をつけよ」とか言って、やくざが行くわけです。まあ、やくざって、暴力団が。そういう経験もしているのですが、今のこの報道の関係で、大変やっぱり別府の観光に影響を及ぼしている、及ぼしたというふうに私は思います。

どういうことかといいますと、今、キャンセルが出ていませんけれども、やっぱりお客様というのは、安全で安心で楽しいところに来るわけです。だから、そういう意味では、暴力団が別府市の中に関与したということ自体が、全国的に放送されたということは、非常に大きなボディーブローになってくると思います。そういう点について、いかがですか。

(答弁する者なし)

○議長(松川峰生君) 休憩します。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長(松川峰生君) 再開します。

○副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

暴力団がかかわったという部分については、大変遺憾なことであるというふうに思っております。観光別府にとりまして、今後、こういうことのないよう、十分周知をさせていただきたい、このように思っております。

○17番(野口哲男君) 行政にお願いしたいことは、これを払拭するには、また何十年もかかるのです。だから、そういう意味ではやっぱりきちっとした対応をとったということ全国に発信しなければならない、私はそういうふうに思います。

その次に、暴力団の利用、暴力団への協力、暴力団との交際というのがあります。この交際という中に、今回の水永容疑者は、暴力団とどのような関係にあったのかな。暴力団そのものではないにしても、暴力団の構成員なのか、準構成員なのか、いろんなあれがありますけれども、呼び方がありますけれども、この水永容疑者については、どのような関係であったと情報をとっておりますか。聞かせてください。

○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

水永氏と暴力団との関係について、市としては把握しておりません。

○17番(野口哲男君) これは、やっぱり警察に把握しておく必要があると思いますよ、準構成員なのか、それから周辺者ということもあります、協力員周辺者。こういうやっぱり調査というものは、自治振興課はきちっとしておくべきだと思います。これはしっかりやってください。

それから、事業者は、社会的責任を果たさなければならない、事業が暴力団を利することにならないように。これは、ここは広域市町村圏事務組合ではありませんから、これ以上のことは言いませんけれども、やっぱり自治振興課にお願いしたいことは、民間企業でもあした起こるかもしれない問題ですから、きちっとこういうことを懲罰しながら、それから、やっぱり呼びかけをすとか、こういうときには相談をしてくださいよとか指導とか、そういうものをするとか、そういうことをやらないと、一般の事業者というのは、余りこういうことには詳しくないのです。だから、それはパンフレットをつくるなり何なり、この逐条解説でも結構ですから、経営者には渡すとか、そういう措置が必要と思うのです

が、いかがですか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

今後、暴力団の措置に対する政策につきましては、民間の方にも啓発等をしていきたいと考えております。また、民間の方より相談があった場合には、連携をして警察にも連絡して、調整を図っていききたいと考えております。

○17番（野口哲男君） 時間がなくなりましたので、ちょっと急ぎますけれども、第6条の中に、暴力団を利することとならないようにという条文があって、暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者とはという6項目があるのです、この中に。そして、役員等が、暴力団と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者、この内容はわかりますね。今回の事件の概要を見ると、この水永容疑者は暴力団ではない、今、そのほかのことについては把握していないということですが、これだけ暴力団と深い関連があって、威力を使ったり、直接会社、あれは乗っ取ったようなものです、別館という事業については。そういうことを暴力団と一緒にやったというようなことになれば、この水永容疑者との関係というものが非常に重要になってまいりますので、これと、私が心配するのは、市長はどのような関係にあったか、先ほど質問いたしましたけれども、もし、この水永容疑者が、暴力団のある一定の組織の中にいるとすれば、これは市長、大変な問題ですから、そこら辺について市長はしっかり調べて、そして水永氏との関係を明らかにして皆さんに公開しないと、不適切な関係があったと捉えられても仕方がないというふうなことになりますから、この点はしっかり、やっぱり市長みずからがこの問題に取り組んでいただかなければいけないと思いますよ。特に暴力団との関係については、法が改正されて厳しく取り締まるということになって、それに沿って別府市はこの暴力団排除条例をつくったわけですから、やっぱり道義的責任とか社会的な責任とか、そういうものが必ずそこに発生してきますから、その点についてはきちっと整理をしていただきたいと思います、いかがですか。

○自治振興課参事（月輪利生君） 社会的責任ということで、別府市も事業者として暴力団の利用、協力、交際をしないということが社会的責任に当たりますので、その辺をしっかりと踏まえて、今後政策を進めていきたいと考えております。

○17番（野口哲男君） 私は、市長に質問したのですけれども、今、自治振興課がお答えになりました。市長にこのことをお願いして、あと時間がちょっと、後に入る時間がなくなったので、一応暴力団の件についてもこの程度で終わって、少なくとも別府市は、明るい、安全・安心なまちということをこれから先、実績を上げていくことをお願いして、私の質問を終わります。

○24番（泉 武弘君） 市長、お聞きしますけれども、平成22年の9月議会で空き家問題を質問しました。市長、こちらをみてください。空き家問題を質問しましたね。そして、この空き家に対して、廃屋等の問題に対しては早急に善処したい、こういう答弁が実はされているわけです。このときに私が質問したのは、永石通りにあります永石温泉と南部石油の間にあります、「廃屋」と呼ぶにふさわしいこの家をどうするのかということをお聞きしました。それに対して市長は、早急に善処したいということを書いて、3年が過ぎました。どうなったのですか。自身の口から説明してください。

○市長（浜田 博君） 確かに3年前だったかわかりませんが、あなたの質問に対して、その永石通りの部分だけではなくて、市内のあちこちに廃屋があるということ、現地をずっと見せていただきました。そして、何とかこれを善処しなくてはいけないということで担当に指示をさせていただいたということで、経過については、まだ報告がありませんので、時間がかかっているのかな、このような認識です。

○24番（泉 武弘君） あなたが進める行政というのは、そういうものなのです。この廃屋

対策を担当する課は、まだ決まっていないのです。環境課、建築指導課、自治振興課、さらには消防署、それぞれが問い合わせのときに対応するだけで、具体的な担当は決まっていないのです。3年間検討し続けて検討疲れをしているというのが、今の行政。

平成4年2月29日には、松原火災がありました。全焼12棟、半焼2棟、部分焼11棟、損害額は2億。光町大火災、平成20年1月13日にありました。全焼22棟、部分焼4棟、ぼや8棟、死者女性1名、損害額1億5,200万円。このような大火災で死者まで出しているながら、しかも答弁をして3年を経過して、まだできないのですか。それはできないのではない、やろうという意思がないのではないのですか。どうするのですか、具体的にいつまでにどうするのか説明してください。

○建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

お答えいたします。議員おっしゃいますのは南町にあります永石アパートの件というふうに解釈しておりますけれども、この点につきましては、ことし1月に南町自治会長のほうへ文書で、関係法令上の措置としては、解体への取り組みについては、現状では大変困難なものでありますと、文書で回答しております。

○24番（泉 武弘君） 市長、今答弁された建築指導課の課長は、鶴見7の3、光の園団地の横にあるアパートです。これが、もう廃屋なのです。近隣の方は、大変怖いということで、苦情がたくさん寄せられた。課長は、わざわざ熊本の所有者に会いに行って、その後、電話で催告をし、既に解体作業に入っています。これほど一人の課長がやる気になればできるということなのです。

私が今お伺いしたのは、今後、いつまでにどうするのですか、事務管理はどうするのですか、管理者指定の制度を使うのですか、公示送達は既にしてしているのですか、課税客体としてはどうするのですか、債権者としてはどうするのですか、これを聞いている。あなた方は、何もその件履行していないではないの。あの周辺に住んでいる人は、火災のサイレンが鳴るたびにいつも不安に駆られながら生活しているのです。市長、いつまでにどういう指示を出しますか。答弁してください。

○市長（浜田 博君） 何もしていないということではないということは、今、建築指導課長がお話ししたように、各課連携で何度も協議をし、そして、法的に非常に持ち主がわからなかったり、いろんな苦勞の話は聞いております。なかなか前に進まないなという状況は、刻々報告を聞いています。しかし、いつまでにどうやるということは、非常に関係各課と相談をしながら、窓口の設定、さらにはいつまで、早急に対応するような指示は再度出したい、このように思っております。

○24番（泉 武弘君） もう、本当、これが浜田市長の政治かな。3年たって、みずからの口で窓口も決めなければいけない、これから対策を練らなければいけない。

この前、徳田先生、徳田弁護士にお会いしたのです。徳田先生は、「事務管理でやっていける」、こういうふうにはっきり言っていました。それに対して市の課長は、「市に顧問弁護士がいます。市の顧問弁護士とは見解の相違があります」ということで一蹴されました。

市長、覚えていますか。扇山に半分道路を舗装して、半分道路を舗装していないものを議会で議論しましたね。あのとき、市の見解は、「できません」ということだった。僕が徳田先生にお会いして、「先生、方策はないですか」と言ったら、「それはできます」。それから3カ月後にできたのでしょ。なぜ一歩踏み出さないのですか。また今から3年か4年かけるのですか。

それでは、教えてください。あの「廃屋」と呼ばれるものは、極めて危険です。あそこが出火原因、また延焼原因になったときに、行政の責任はしっかりとってもらえるのですね。これを答えてください。

○建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

先ほどの、窓口ができていないということに関してですけれども、老朽家屋については、それぞれの状態が違います。やはり防犯的に弱いもの、それから悪臭のするもの、それから瓦が落ちたり、構造的に不安定なもの等がありますから、それぞれの関係部署が、それぞれの所管に応じて対応しております。

それから、災害については、当然いつ起こるか分からない、起これば大変危険なものというのは、大変承知しておりますけれども、この災害とか、そういう事故に対しては最大限取り組むというのが、行政の姿勢であると考えております。

それから、もう1つは、私たち建築指導課のほうでは、建築基準法を所管しておりますけれども、第8条には所有者それから管理者、責任者に対してその建物の努力義務が課せられておりますけれども、現在、南町アパートについては、3名の方の持ち物が、所有物がまだ存在しているということがありまして、その方のうちの1名とはコンタクトがとれまして、あと残りの2名の方については現在交渉中で、いろいろな調査研究等もあわせて行っている状況であります。

○24番（泉 武弘君） そういうことは聞いているのですよ。現在、放置されたままでしょう。ここが出火原因になったら、当然行政は責任を負わされるわけでしょう。

市長、もしこれが原因になって人災またはこの家屋の被災、こういうふうになったら行政が責任をとるのでしょうか。そこまで覚悟して、これを延ばしているのですか。答弁してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

る建築指導課長が申し上げました。私どもとしては、大変危険な箇所というふうに認識をいたしております。私どもといたしましては、いろんなもの、方策、特に強制執行とかいろんなものができるかどうか、また私ども、検討させていただきたいというふうに思っております。

○24番（泉 武弘君） また検討疲れしないようにしてください、3年間も検討したら疲れてしまいますから。このことだけは明確に申し上げておきます。あの南部地域に住んでおられる住民の皆さんは、日々火災のサイレンが鳴るたびに非常に不安に駆られている。それを平成22年に質問をして、早急に善処するというものでありながら、今、副市長から答弁で、代執行等ができるかどうか、これから検討しますということです。代執行の有無については、そこに根拠条例というのが必要になりますけれども、事務管理、管理者、指定を裁判所に申し入れる。これは700円の印紙でできる。公示送達もやっています。別府市は課税権者です。これに基づいて競売にかけることもできます。具体的にできるのです。早急にやってください。

それから、もう1つ。もう本当に行政を見ていると、やる気があるのかないのか全くわからない。南小学校跡が廃校になった跡地、11年目ですか。市長、ちょっと市長、聞いてください。民間ですと、わずかな土地四、五十坪でも買って、私のところみたいに猫の額みたいな家に住んでいるんです。土地を買ったら、すぐ事業に移すのです。別府市は、3,500坪を今日まで何らの対策もしない、更地としてやっている。確かにほかの利用もあったかもしれませんが。あなた方はいつも言うではないですか、「入るを図り出るを制する」と。なぜこれを有効利用しないのですか。あなたたちは耐えず、自分の痛みを感じないから、そういうことをしないのでしょうか。3,000坪の有効活用をしなければいけないのでしょうか。それに対する答えが、この前の議会の民間活力以外にありませんよと、市長が答弁したでしょう。

建設部長、あなたは地元の自治会長さん方の意見も聞いているけれども、今後どう対応するのか答弁してください。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

昨年の10月に市長から言われまして、地元のほうに出向きまして、民間活力を使った事業をこれから建設部として事業推進していきたいのですがという話は、一応地元のほうには伝えました。南小学校の跡地利用につきましては、平成26年度に開通する県道別府挾間線へのアクセス道路の計画も一緒にあわせて、今後計画の策定、事業実施に向け地元住民の意見を十分に聞きながら、新年度から建設部として事業に取り組んでいきたいと考えております。

○24番（泉 武弘君） 市長、これが地元の自治会が住民にもらったアンケートです。これによりますと、2,045軒にアンケートを出して1,143軒、56%回答があった。南部振興についてどういう考えですか。高層住宅、上層部賃貸住宅、下3階部分まで集客力のある施設の併設、これが一番多い。それから次が、高齢者の福祉施設、例えばデイサービス、これが2番目です。それから3番目に大型生鮮市場、ショッピング施設。この3つが住民の要望するところになっています。

建設部長、地元に入るとき、このような調査資料をもとに平成25年度中に地元との協議を精力的にやっていただく。前にとんでもない計画をしたわけでしょうが。74億円、年間4億8,000万円の税金を使ってここに施設をつくるということで、財源対応力がないということではしゃりましたね、そういうことのないように。今、部長から答弁をいただきましたので一安心ですけれども、積極的にこれは取り組んでいただきたい、このことをお願いしておきます。

さて、先ほどから野口議員と執行部のやり取りを聞いていました。なるほど、食い違いもあるなということを感じる部分もありました。

そこで、市長、今から申し上げることは、私が質問する要旨、根拠、こういうものについては、今まで関係者、「被害者」と言われる御本人たちの了解を得ていますから、お名前を出します。四国に住む原義信さん、それからもう一人の三苦孝治さん、この方たちには、きょう、ここでお名前を出させていただきますよということで了解をいただいています。

そして、さらに、この原さんについては、御了解を得てCDに、コンパクトディスクに実は落とし込みをさせていただきました。それを大もとにつくり上げたものが、これです。だから、この原さん、また三苦孝治さんが述べていることが、私は全て、100%そのものという自信はありません。ただ、このように原義信さん、三苦孝治さんが述べていることを基本に質問をさせていただきます。

さらに、私が今回特に注意したのは、今までの流れがどうなのかということで、私自身、2月4日に公文書の公開をさせていただいて、今回の土地売買に関する全ての資料を自分の手に持っています。そして、それを何度となく読み直しながら、きょうの質問をしますから、まず、それを聞いてください。

そこで、市民の皆さんにとってみますと、700万円とか511万円とか、別府環境エンジニアリングという事件とは、何がどうなっているかわからない、こういう声が多いのです。事件の概要だけ先に説明して、別府市議会に関係ある部分だけ質問をさせていただきます。

最初に、別府・杵築・日出で組織しています別杵速見地域広域市町村圏事務組合が委託していますごみ焼却炉運転管理業務委託問題。これは、平成22年に水永容疑者と暴力団員が、別府環境エンジニアリングという会社の設立にかかわり、設立直後、事業の実績も受注資格もない会社に、別杵速見地域広域市町村圏事務組合で管理者をしています浜田市長は、特例という極めて違法性の高い方法で別府環境エンジニアリング株式会社に焼却炉の運転管理業務を1億6,000万円で発注しました。

ところが、特例で発注した別府環境エンジニアリングは、公正証書原本不実記載である

ことがわかりました。市長が特例として認めた別府環境エンジニアリングは、設立に当たって登記簿、戸籍簿などの公正証書の原本や電磁的記録に事実でない記録、記載をさせたとして、公正証書原本不実記載罪で水永容疑者や暴力団幹部を含む役員7名が逮捕されました。これが、1つの事件です。そればかりではありません。別府環境エンジニアリングからは、会社役員を通じて暴力団に数千万円が渡ったと言われ、現在、その捜査中です。

また、水永容疑者が、自分が設立にかかわった別府環境エンジニアリングに器具を貸し付け、リース料として月に300万円、労働組合から顧問料として月100万円をもらっていたとされます。これが、水永容疑者と別府環境エンジニアリングと労働組合が交わした実物の契約書です。この問題がさらに発生をして、水永容疑者の会社が所有する土地を6,500万円で購入させているのです。その謄本は、ここにありません。

以上が、ごみ焼却炉運転管理業務をめぐる事件の概要です。

次に、700万円の詐欺事件について、調査結果を報告します。

「詐欺事件」と表現したのは、原義信さんが捜査当局に既に被害届を出しているのに、あえて「詐欺事件」というふうに言わせていただきます。この事件の調査には、松山まで出向きました。そして、被害者原義信さんに直接お会いしました。会話は、全て本人の了解を得て録音していますので、それをもとに質問させていただくと同時に、説明をさせていただきます。また、原義信さん、三苦孝治さんには、議会で実名を出すことの御了解を得ていますので、これも申し添えておきます。

この原さんが、なぜ700万円の詐欺事件の被害者になったのか。これは、原さんは仕事の関係で旧鶴見園グランドホテルを利用していたときに、大野四郎さん、起訴猶予になっていますが、大野四郎さんに一、二度会っているそうです。その大野さんから、別府市が土地の登記ミスで困っている、何とか力を貸してほしいと言われ、ゆめタウンで水永容疑者に会ったそうです。水永容疑者は、別府市が土地の登記ミスで抗議を受けて困っている。街宣車で宣伝されると、市長は困る。何とか裏選対で処理しておきたい。水永容疑者から、最初は1,000万円立てかえてほしいと言われたが、初対面だし、わからないので返事をしなかった。そのとき見せられたのが、スパランド豊海の土地の登記簿、別府市と所有者三苦孝治さんとの売買契約書案、また委任状などだったそうです。水永容疑者は、ここまで話はできている。金はすぐできないが、1年たてば売買は成立する。その際、利子をつけて返す。このように話したそうです。

なぜ1,000万円の立てかえ要求が700万円になったか、原義信さんにお聞きしました。それに対して原義信さんは、700万円しか自分で自由になる金が手元になかったので700万円になった、このように話していました。原さんがゆめタウンで水永容疑者と話をしたとき、水永容疑者は、市長との関係について次のように話していたそうです。ゆめタウンに関連してできるシネコンや周辺のことに関して、市長から一任されている。また、このような事業もあると、真偽のほどはわかりません。私も真偽のほどはわかりません。水永容疑者宛てのシネコン建設の市長の委任状、別府市とイズミの立地協定、市長とイズミが交わしたシネコン建設の確認書3枚など、水永容疑者から見せられたそうです。そして、それについては、私が持っております確認書、立地協定等を御本人に見せて、これですかということで確認しましたら、そのとおり、それを拝見しましたと言っていました。この委任状は、シネコン建設に対する委任状は、平成19年11月20日付です。「浜田博」の署名と捺印がありました。これを私も、市長、見ております。

最初にお断りしましたね、真偽のほどはわかりません。あくまでも、先ほど触れましたように、原義信さんの話を私は今引用していますから、それについて本物だ、うそだと言うだけの、自分も自信がありません。ただ、私も見ました。これだけを申し上げます。そ

れで、この書類については、現在、捜査当局に押収されていますので、ここでお見せできないのが大変残念ですし、確認できないのも残念です。

そして、原義信さんが最終的に水永容疑者の話を信用したのは、700万円持って別府に来たときに、ゆめタウンで水永容疑者と会ったそうです。そのとき、水永容疑者が、みずから市長に電話したことで、これは間違いないと思ったようです。その電話について、私は次のように聞いたのです。原さん、水永容疑者が——あ、そのときは水永さん——水永さんが市長に電話をしているふりをしたのではないですか、このようにお聞きしました。そのことについては、原さんは、それは違いますよ、水永容疑者がみずから市役所に電話して、秘書課に取り次いでもらった後、市長にかわってから長い間話をしていたと、当時の様子を事細やかに語ってくれました。その電話で水永容疑者は、原さんに、松山から来ていただいている。立てかえの話はできそうだと話していたことを聞き、市長まで知っているのであれば間違いないと思い、700万円を立てかえる決意をした、このように言っていました。

それから、もう1つの事件ですね。これは、三苦孝治さんがスパランド豊海の土地を別府市に寄附したい、再三申し入れをしています。この寄附の申し入れには、約1年間要しています。そして、最終的には別府市はそのような土地は要らないということでお断りしています。ところが、このスパランド豊海の土地を、所有者の三苦孝治さんが知らないうちに別府市が購入し、代金511万円が、所有者三苦孝治さんに渡らず、市役所会計課の窓口で第三者に現金で実は渡されています。平成16年度以降、会計課を調査して、会計課窓口の支払い業務を調査してもらいましたけれども、現金で、しかも委任状を持ってきた人に払ったことは、これ1回だけだそうです。これは、いかに極めてまれなケースだったかということがわかります。当時の所有者三苦孝治さんは、1年にわたって寄附をしたいというのは、申し込みをして断られたことは、先ほど言いました。ところが、水永容疑者の登場で一転、この土地を510万円で購入しています。これは信じられないことなのですが、先ほど申し上げましたように、売買代金が三苦孝治さんに渡っていないのです。実に不思議なことなのです。

今回のこの事件の複雑なところは、松山市に住む設計士の原義信さんに、別府市が土地の登記ミスで抗議を受け困っていると持ちかけ、処理しなかったら街宣車で市のミスを宣伝され、市長の選挙に大きな影響が出るので立てかえてほしいと言い、立てかえてもらった700万円は、別府市が購入するスパランド土地売買代金を充て、利子をつけて返却をするという構図になっています。所有者の三苦孝治さんは、売買事実を、実は市長、ここで特に覚えておいてください。なぜ三苦さんは、この自分の土地が売られたということを知ったかといいますと、松山に住む原義信さんから、内容証明配達証明と請求書が来たのです。あなたは、別府市に土地を売って金をもらっているのではないか、私に返してほしいということで、内容証明が来てびっくりして、そういう事実はありませんという返事等のやり取りを2回やっている。そして、本人たちが会って、だまされたということで警察に行った。こういうことなのです。

それで、三苦さんは、その事実を知るために開示請求、個人情報の実は開示請求をしています。自分に代金が支払われたということが言われているけれども、事実かどうかという確認、ここにあります。これは、三苦孝治さんが別府市に出した個人情報の開示請求。私の土地がこのように売買されたと言っていますけれども、事実ですかということ三苦孝治さんは出して、初めて実は自分の土地が売買されたということを知ったのです。

さて、今私が述べました。これが、今回の事件、私に関係者から聞き取りをし、調査した結果なのです。大変残念ですが、今は直接お会いしたこと、公文書の公開、関係者の証言、これらに基づいて私が組み上げた議論をしています。その事件の全容がまだ解明され

ていませんが、もう極めて異常な事件なのです。来年、間もなく別府市がスタートして90年になりますけれども、初めての重大不祥事なのです。その中に、その事件の中心と思われるところに市長の支援者水永さんがいるということなのです。

改めてお聞きします。市長と水永さんとの関係は、どういう関係ですか。いま一度聞かせてください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

関係は、先ほどお話ししたとおりでございます。ただ、今、事件の概要をずっと聞くたびに、本当にマスコミ報道で知った以外のことも出てまいりました。大変驚いています。

ただ、ゆめタウンの中から四国の方と一緒に私に電話を、秘書課を通じて電話をして話した。その内容、私は全くそれは覚えておりません、はっきりと。秘書課長、当時の秘書課長はわかりませんが、秘書課を通じて私に電話を直接第三者につなぐということはありません、このように思っていますので、私も話をしたという記憶はないということだけははっきり申し上げたいと思います。

それと、この土地を、700万円の話は、今聞きますと、三苦さんという方ですか、名前を出したのです。三苦さんが受け取っているのですかね。そこに請求したということ、その辺も、今初めて知ったわけでございます、だから、水永氏が700万円をだまし取ったのかなというふうに、私は、報道の中からそう想像していたのですが、それは違うのかなと、今確認をさせていただきたいと思ったのです。

それと、こういった事件にその水永氏がかかわってきたということは、本当に私は悔しいというか、残念で遺憾である、こういう気持ちは以前も伝えました。これまで本当に信頼をし過ぎたといいますか、人を疑うことを知らない生き方、人をだますよりだまされるという生き方、これが、私は本当に自分の不徳かな。誰を信じていいのか、そこまで本当にわからなくなるという、私の弱さかもわかりません。その点は、先ほどもおわびしましたが、こういった一大の不祥事を起こした中に、その支持者がかかわっていたということについては、本当に市民の皆さん、議員の皆さんに心からおわびを申し上げたいと思います。

○24番（泉 武弘君） 市長、その言葉は、うつろに聞こえるのですよ。大変残念だ。三苦さんが700万円ですか、原さんが700万円ですか、こう言いましたね。市長、これは別府市が保管している資料ではないですか。窓口で払ったもの、委任状、これは別府市にある資料ではないですか。あなたが、さも知らないようなふりをするけれども、これは、別府市の公文書としてあるのに、今回の土地の買収には予備費まで流用することに、あなたは印鑑を押したのでしょうか。511万円のうちの400万円は、予備費を流用したのでしょうか。ここまで、予備費を流用してまでこの土地を買っているのですよ。ここに一連のあなたが印鑑を押した書類があるではないですか。

あなたのことをある人が言いました。「被害者を装っている」と言いましたけれども、ああ、なるほどな、こういうところを言っているのだな。なぜ、あなたは、このような問題になったときにすぐこういう資料、公文書を取り寄せて見なかったのですか。

後の時間との関係がありますので、もう1つ、核心を聞きます。あなたは、水永容疑者と暴力団とのつき合いを知っていたのではないですか。答弁してください。

○市長（浜田 博君） そのことは、全く知りません。

○24番（泉 武弘君） 知らないことはないではないですか。今度の公正証書原本不実記載で逮捕されたときに、暴力団員北野容疑者、さらには水永容疑者が、一緒に共同して設立に加わったのでしょうか。暴力団員と関係があって設立をやったのでしょうか。知らないことはないではないですか。

○市長（浜田 博君） 報道、逮捕されてから内容を知って、そういうかかわりがあったの

かというのを知った。だから、それまではずっと水永容疑者との長いつき合いの中で暴力団とのかかわりというのは、本当にみじんも私は知ることができなかったということを申し上げたのです。

○24番（泉 武弘君） 市長、そういう空虚な答弁をしないでください。平成23年、覚えていますか。私は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合で暴力団との関与を質問したのではないですか。あの時点でも、私はこういう資料を見せてあなたにお聞きしたのでしょうか。あなたが知らなかったということは言えないはずですよ。今回の逮捕容疑でも、暴力団員と水永容疑者が組んで会社設立にかかわった、この容疑でやられたのでしょうか。あなたは知っていたのですよ。どの程度知っていたかは別にして、知っていた。

そこで、もうちょっと具体的にお聞きしないと核心まで行きませんから、聞かせてください。三苦さんは寄附をしたい、とにかく終始一貫ずっと寄附したい。これが一転、購入に切りかえられています。別府市が財産購入に切りかえた。その時点はいつですか。時点です。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

私の記憶によりますと、平成20年7月ぐらいから用地の件で代理人の人と話に入りました。その最初入った時点では、まだ従前の寄附ということを知っていましたので、寄附をしてくださいということで話に入りました。で、その途中からでございます。

○24番（泉 武弘君） 友永副市長にお聞きします。阿南副市長にもお聞きします。これまで、水永容疑者とあなた方は、何回ぐらい、どういう要件でお会いしましたか。簡単に答弁してください。

○副市長（友永哲男君） 過去については、ちょっと具体的には覚えておりませんが、今回のこの土地の関係につきましては、2度ほど私のほうはお会いしております。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

私は、これまで、時期は覚えておりませんが、3度ぐらいかなというふうに、ということでございます。

○24番（泉 武弘君） 時間を省くために申し上げておきます。阿南副市長は、当時、私は実はどなたが当時、観光経済部長をしていたかというので一覧表を出したのです。平成18年、19年、20年に阿南副市長が観光経済部の責任者でした。それで、捜査関係の方にもいろいろと粘って、正確かどうかわかりませんが、水永容疑者がどういう話をしているのかということを知らせてほしいと言ったのですが、聞かせてもらえなかったから、私の推測です。水永容疑者を市長室で阿南部長に紹介したのは、市長、あなたではないですか。答弁してください。

○副市長（阿南俊晴君） 一番最初に会ったという部分については、市長室だったかもしれませんが。詳細については、その当時のことを余り覚えておりません。内容につきましては、ゆめタウン誘致に伴ってのシネコンの場所等についてちらっと話があったかなという部分でございます。

○24番（泉 武弘君） 友永副市長にお聞きします。あなたはスパランド豊海、また駅前の、あえてホテルの名前は申し上げませんが、ここでも水永容疑者に会っていますよね。水永容疑者の立場というのは何ですか。あなたに、行政のナンバー2としてお伺いしているのですけれども、水永容疑者と何を協議したか説明してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

第1回目にお会いしたときは、私のほうが詳細についてわからなかったものですから、どういう内容かということで、1回目はお聞きしに行きました。第2回目のときには、水永氏ともう一人の代理人の方と2人いらっしゃったというのを記憶しております。その中では、私どもといたしましては、寄附ということが基本原則だけれどもという話をし、その中でまた持ち帰って話をしましょうということで、私のほうは終わっております。

- 24番（泉 武弘君） 通常、買ってほしいという人が、市に来庁するのではないのですか。寄附をしたいという方が、1年近くにわたって別府市を訪問し、断られている。今度は、買ってほしいという人のところに出向く。その人の立場が非常に強いのではないですか。代理人って、誰のことですか。説明してください。
- 副市長（友永哲男君） その方は、先日、逮捕された方の、もう一人の方だというふうに思っております。
- 24番（泉 武弘君） その方々が代理人ということは、何を見てあなたは判断されたのですか。そのときに、水永容疑者、そして大野四郎さんだと思うのですね、あなたが言っているのは。2人が買い取りを希望したのでしょうか。買ってほしいということを使ったのですね、そのときに。そのときに、あなた方は、慌てて今までの寄附申し込みから一転話が変わったということで、県南まで行ったのでしょうか、県南のある会社に行ったのでしょうか。何とか白紙に戻してほしい。白紙に戻して寄附してほしいということで行ったのではないのですか、ここにあなたたちの名刺がありますけれども。先方の会社に当時の建設部長、道路河川課長、あなた、担当者の名刺もあります、ここに。そこに行ったのではないのですか。それでは、友永副市長、ちょっと聞かせてください。寄附を無償でしたいというものを、なぜ買い取りに応じたのですか。そこで代理人ではなく、三苦孝治さんに会って、あなたが寄附したいと言っていることは、今生きているのですか。代理人が買って来てということを書いてきているけれども、寄附ではいけないのですか、なぜお聞きしなかったのですか。
- 副市長（友永哲男君） お答えいたします。
1点目の県南のほうというのには、私は行っておりません。
それから、2回目にお会いしたときは、用地のことで今までは寄附だということですが、中についても、私のほうは寄附が前提だということを強く申し上げて、その後において私のほうは、内部のほうで協議をしたいということで申し上げたところでございます。
- 24番（泉 武弘君） ここに、行政の瑕疵ということを指摘しておきたいのです。委任状、これについても三苦孝治さんは、白紙委任で、その後いろいろなことを書かれている。それは、別府市に寄附するために印鑑が欲しいということで押したということ、私は、昨夜もけさも本人に確認して今申し上げている。それで、なおかつ別府市が一転買うようになったというのは、水永さんの力なのです、どんなに言を左右しても。
それでは、もう少し水永容疑者が別府市とどのようにかかわっていたか、もうちょっと具体的にお聞きしましょう。これは、平成20年の頭のほうです。市長と水永容疑者は、大分の、これはナナオウ建築事務所というのでしょうか、設計したシネコン建設の設計図のプランをもとに協議していますね。協議していますか、していませんか。それだけを答弁してください。
- 市長（浜田 博君） たしか、どの建設会社かがわかりませんが、イズミ開発からもシネコン建設の設計図をいただいていた時期だったと思います。同じようにこういうふうな設計ができるのですよという提示をいただいたことは覚えております。
- 24番（泉 武弘君） 市長、これは、水永容疑者に誰かがお願いしたのですか、シネコン建設。あなたと株式会社イズミとの間に交わされた確認書があるわけ、確約書。なぜ、ここに水永容疑者が入ってくるのですか。説明してください。
- 市長（浜田 博君） その辺は、なぜ入ってきたのか、彼も一生懸命に契約書か、シネコン建設を何とか応援してやってもらおうよという多くの皆さんと一緒に運動に入っていたから、そのことでお手伝いをいただいたのかな、こういう認識でございます。
- 24番（泉 武弘君） 思わず笑ってしまいました。あなたの手足になる公務員は、1,000

人近くいるのです。別府市と株式会社イズミという法人組織が、立地協定を結んだのです。その中にシネコン建設が確約されている。あなたと打ち合わせをした1月20日、平成20年1月20日だと思います。そのときの設計構想なるものを、水永容疑者は広島の本社に持参して、向こうで協議しているのだ。どういう立場で行ってもらったのですか、水永容疑者に。あなたが依頼したのですか、それとも、水永容疑者が自分で行ったのですか。どちらですか。

○市長（浜田 博君） 私は、依頼した覚えはありません。当時の役員とずっと接触を彼はしていたようですから、そういう関係で行かれたのかなと、今は思っています。

○24番（泉 武弘君） あと12分になりましたから、そろそろまとめに入りますけれども、今回の事件でまこと許せない、これは、水永容疑者の存在です。それを安直に認めてきた浜田市長の責任はまだ大きい。行政というのは、副市長がおり、部長がおり、課長がおり、職員がいるわけでしょう。その人たちをあなたは当然対象にして、協力を求めて行政を推進していく。それでも、なおかつ足りないときは、管理者間でこの問題については、民間人のXさんをお願いしようという手順というのが踏まれなければいけない。水永容疑者は、市の職員から聞き及んだところでは、非常階段からも出入りしていたのでしょうか。首をひねることはありません。そういうふうに職員数名が言っていました。

市長、やっぱり事の問題の重要性を考えてください。今、あなたが優柔不断のために水永容疑者という者が、あなたの身辺に寄り添い、あなたの意向に沿ったようなふりをして土地買収にかかわり、別府環境エンジニアリングという会社の設立にかかわり、9名もが逮捕されたのです。しかも、あなたはこう言いましたね。水永容疑者と暴力団の関係については、今もって知らない。知らないことはないではないですか、報道されている。水永容疑者と暴力団員北野晴彦さんですか、一緒に会社設立をやっている。もう、そこに接点があるではないですか。

今回の一番の問題は、そこなのです。暴力団とつき合いがある、しかも「親しい」という表現を使ってもいいと思う。会社設立まで一緒にやる。これは親しい関係です。その人が、市長室に出入りして、行政に携わる管理職と市長の会談に同席する。このことが、いかに大きな問題か、市長、認識していますか。私が一番大きな問題としているのは、そこなのです。

もう1つの問題は、暴力団絶滅協議会のあなたは会長でしょう。そこに暴力団と関係があるとされる本人が来て、行政に影響を与えていた。この責任は、極めて大きい。その責任についてどう考えますか。

○市長（浜田 博君） 本当に私が、暴力団とのかかわりが彼にあるということ認識して、そういう面談をしていたということになれば、大変な責任を感じなくてはならない。その当時は、暴力団とのかかわりというのは、本当に知らなかったのです。そういう中で、（発言する者あり）シネコン建設の問題については、阿南副市長をトップに担当部長、何度も本社に行き、確認書をとるために全力で頑張ってきた経緯があります。（「責任問題について説明してください」と呼ぶ者あり）はい。

責任については、それが事実ということになれば、大きな責任を感じなくてはならない、このように思っています。

○24番（泉 武弘君） これは、人吉市の政治倫理条例と玉名市の政治倫理条例です。私は、こういう場合にどういうことが述べられているのかなと思って調べてみた。人吉市の倫理条例と玉名、ほぼ類似していますから、人吉市を参考にさせていただきます。こうなっています。

請負契約と市長及び議員の配偶者、二親等、同居の親族または同一生計並びに議員及び市長が役員をしている企業または実質的に経営に携わっている企業は、地方自治法の趣旨

を尊重し、市が発注する公共事業の請負契約を辞退するよう努めなければならない。公権力の長に在る者は、それだけ公共工事の発注については、慎重でなければいけないのですよ、また、市長の周りの親族においても同じことなのですよということが言われている。

あなたは、水永という容疑者を放任していたのですよ。別府初の不祥事なのですよ。そのために、今、後ろにいるみんなが巻き込まれているのですよ。市民は、これまで営々として築いてきた別府という信用まで失ってしまうのですよ。最悪なのは、報道されていることが事実とすれば、暴力団との関係がある容疑者が、暴力団絶滅協議会の会長の部屋に出入りをしておった。そこに他の職員まで呼んで打ち合わせをしておった。これは、重い責任では済まされないと思います。

私は、あなたと同期です。長い間のつき合いです。しかし、市長、言わせてもらいますよ。市長の職にとどまってはいけない。それはなぜか。今回の事件は、暴力団絡みという絶対あってはならない事件が起きてしまったのです。私は、もうあなたはすぐにでも辞職しなければいけない、こう思いますが、あなたの見解を聞かせてください。

○市長（浜田 博君） 今すぐ辞職しなさいという辞職勧告に受け取りましたが、責任は十二分に感じておりますが、その時期については、私は考えたいと思います。

○24番（泉 武弘君） 私も、文学の才がないから、コピーアウトして持ってきましたけれども、今私が申し上げたこれは、市長にやめなさいと言うほどきついものはないのですよ、言うほうも。ましてや同期でしょう。本当に、あなたが一面利用された面もある、それは確かにある。しかし、市長というのは、利用されたから許されるものではない。それほど重いのです、責任が。だから、あえて言わせてもらった。

もう一度言うておきます。もう市長の職にとどまるということは、次のことから見てできないと私は言っている。

論語の中で、このようなのがあります。社会は、政治への信頼なくして成り立つものではない。政治を行う上で大切なものとして、軍備・食生活・民衆の信頼の3つを挙げ、中でも重要なのが民衆の信頼であると、孔子は説いています。それは「民信頼無くば立たず」、この言葉です。市長が、市民の思うところに静かに心を寄せれば、おのずから自分がどう決断すべきかがわかっているだけだと思います。これ以上、市政への信頼をなくし、また市政を混乱させることなく、一日も早い決断をされることを望んで、私の質問を終わります。

○議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 12 時 59 分 再開

○副議長（加藤信康君） 再開いたします。

○18番（堀本博行君） それでは、質問を通告に従って進めてまいりたいと思います。

午前中は、ちょうちょうはっしのやり取りが行われておりましたが、当初用意していた質問項目がなくなってしまって、確認も加えて若干質問をさせていただきたいと思います。

まず、南部の活性化ということで質問させていただきます。

これは、予算特別委員会でも若干触れさせていただきましたが、今、先輩議員の答弁の中に、具体的に建設部長が答弁しておりましたが、アンケート調査を踏まえてマンションという言葉も出てきました。1階、2階、ショッピングモールといいますか、こういったような答弁もあったように記憶しておりますが、この方向性として民間の活力導入というのは、これは異論を挟むものではないのですが、ちょっと答弁そのものが具体的に何か、我々の知らないところで進んでいるような気も、そんな感じもしましたので、もう一回ちょっと確認しますが、具体的にちょっと教えてください。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

旧南小学校跡地につきましては、平成 26 年度開通する県道別府挾間線へのアクセス道路整備計画もあわせて、今後、計画策定、事業実施に向け地元住民の意見を十分に聞きながら、新年度から建設部として事業に取り組みたいと思っております。

○18 番（堀本博行君） 常々「民間導入」という言葉が、この議場でも出てきましたが、非常に具体的に進みつつあるというのを喜んでおります。けれども、民間導入というようなこの事業手法、これをどのように捉えていますか、執行部は。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

手法の部分ということでお答えさせていただきたいと思っております。民間活力を導入する場合は、大きく分けて 2 つあります。1 つは、民間事業者に投資や開発までを全て委ねる土地の有効活用型と言われるものです。それからもう 1 つが、行政が実施する事業に民間事業者のノウハウを活用する官民連携型でございます。前者は、企画段階から管理運営まで、全て民間に任せる事業受託方式や、南部振興開発ビルのような土地信託方式、それから土地を長期に貸し付ける定期借地方式などがあります。後者の官民連携型には、以前に本市が導入を検討した P F I 方式があります。公共施設等の整備に民間資金を活用するものですが、それらに加えて、さらに収益性のある施設を提案してもらう事業プロポーザル方式なども考えられます。やはり民間投資は採算性が重要であり、収益性の高い施設のほうが有利ですけれども、その導入に当たってはメリット・デメリット、詳細に比較検討しなければならないと思っております。

○18 番（堀本博行君） はい、わかりました。現実的にはフリーハンドというふうなことで確認をさせていただきました。

それと、平成 4 年の、先ほども出ました、松原大火災のお話が出ましたが、1 つは、あの大火災が契機になって南部が衰退の危機になったというようなことは、そう思います。それ以前に、この庁舎の昭和 60 年でしたか、庁舎がこちらに移ったとかいう、こういったもろもろの要因があって南部が元気がなくなったという経緯があります。そういった中で、先ほども答弁の中でありましたけれども、別府挾間線がおりてくる。このことを契機に本当に南部というものを浮上させていくという、浮上するというか、行政と一体になってやっぱり浮上させていかなければいけないという、こういう思いがありましたので、確認をさせていただきました。

それで、次に、ゆめタウンのことで少し触れさせてもらいたいと思っております。

これまで何度となくこの件、質問をさせていただきましたが、もう市長御自身の任期もあと 2 年というふうなことでございます。その中で、2 年前の改選前からこの問題も私はずっと取り上げさせていただいておりましたが、現実的にもう事ここに至って、先ほども思いがけないところでシネコンの話が出てまいりましたが、現実的にそういったものについては、もう頓挫したというふうな、私はそういう認識です。それで、その後に、できなければどうするのかというふうなことも提案をさせていただきました。それで、ハードルを下げてもう一回何ができるのかという仕切り直しをやったらどうかというふうなお話もやったわけではありますが、それも一向に進みません。全く進みません。

現実的にこの問題は、私はなぜ、こうやってお話、質問に上げるかといいますと、市長の出直し選挙のときに、これは例えばゆめタウンの進出だけをかけて選挙をしたのと、それとは別に市長のまさに公約にも似たようなワンコインバス、電動式のエスカレーター、それからもう 1 つ何か……（発言する者あり）それもあって、シネコン、先ほど出たシネコン。大きな項目は、これは市民の皆さん方の投票行動を左右したのです、これ。だから、私は言っている。これ、申しわけない言い方だけれども、民主党のマニフェストと全く変わらなくなってきたのです、今。そういうところで私は、民主党の言う子ども手当だの、高速道路の無料化だの、このレベルと一緒になくなってしまっていますよ、市長と。こう

いうことを言うために今回は上げさせていただきました。これはいつの段階か、市長、市民の皆さん方に向かってきちっとした形で謝罪といいますが、説明といいますが、これは必要だと思いますが、この点いかがですか。

○市長（浜田 博君） このゆめタウンの問題、シネコン建設の問題等々、本当に御心配・御迷惑をおかけいたしております。昨年来、事務レベルの交渉をさせていただいておりますが、もう私は今、トップ交渉で本当に本気になって社長、会長、トップ交渉を続けております。その中で、皆さん方から提言もいただいたハードルを下げるといった問題、見直し等も含めてどうしてくれるのかということで、大詰めに今来ているというふうに思っております。真剣にこのことは何度も私も広島にお伺いをして交渉して、もう任期がないのですよ、どうするのですかという詰めをやっておりますので、少し向こうの動きも昨年末から出てきております。何とかかわる貢献策を考えたいという思いのものが出てくるだろう、このように期待をいたしておりますが、最後まで私は諦めずにこれは頑張っていきたい、こう思っていますので、いましばらく時間をいただきたい、こういう思いでございます。

○18番（堀本博行君） 市長の決意表明は、もう何度も聞きました。具体的に「トップ交渉」なんという、余り今まで聞いたようなことのない言葉も出てきましたけれども、実際的にはこの問題は、先ほども言いましたけれども、できないことについて、いわばこのまま2年終わって、ほおかむりするといいますが、そういうふうなことは絶対許されないというふうに思っていますので、また次の機会にこれをやりたいと思います。

では、次に、先ほどもありました3番目の項目、支援者の逮捕の件についてお尋ねをしたいと思いますが、ちょっと1点だけ確認をさせていただきます。先ほど市長が、泉議員の終わりのほうの質問に、市長御自身が辞職勧告と受けとめて、その時期は考えたいと。えっと思ったのですが、これは、任期満了を待たずにやめるというようなことで、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

○市長（浜田 博君） 答弁で、恐らく多くの市民が、そのように誤解をされたかと思いますが、「誤解ではないよ」と呼ぶ者あり）いや、私は、思いとしては、今任期中はとにかく、今、シネコンの問題もありました、しっかり市政運営に邁進したいという思いであります。シネコンのことも含めまして、やるべきことはまだ残っていますから、任期中は精いっぱい頑張るといふ決意を新たにしたいと思っております。

○18番（堀本博行君） そういう市長、答弁をするから誤解されるのです。（発言する者あり）ええ。それは、みんな見ている人は、このやり取りを見ている人は、みんな思っていますよ。びっくりします。先ほども、今、やり取りをしながら、隣の野口議員と、「今、何と言ったかな」と確認をしました。それくらいに、市長、ちょっとしっかりしてくださいよ、本当に。でないと、そういう、先ほど答弁が揺れる、ぶれる。よく言われていました、今まで。そういうふうなものがいろんな問題を引き起こしている要因になっているということも指摘されておりました。本当、しっかりお願いしたいと思っております。

それと、あと、水永容疑者の話が出ました。その中で、これ、私が個人的に市長の後援会の方々というのを、余りよくおつき合いがありませんし、よく存じ上げておりませんが、市長と水永容疑者の間柄というのは、余り後援会に関係のない私なんかでも、ずっと前から存じ上げているのです。周りの人から、市長が、もうあの人とは別れ、切ったほうがいいよ、間を整理したほうがいいよとずっと言い続けてきたのです。こういうふうなお話私も聞いております。そういった中で市長、何で切れなかったのですか。そのことをちょっと確認したいのです。答弁を聞くと、何か、いい人だ、いい人だ、長年つき合って、いい人だ。そんな悪い人とは思わなかった、暴力団とつながっているとは思わなかったというふうな答弁が返ってきますけれども、そのこと自身が市長の耳に入っていない、本当にそ

ういうふうなことを市長がわからずに、あの人はいい人なのだというふうな認識であれば、それは市長の政治家としての感性を疑いますね、これは。どうですか。

○市長（浜田 博君） 私が優柔不断な答弁をしているというふうに言われますが、確かに彼は、本当に私は切りたいというか、もう実は市長室出入り禁止、一切会わないという状況も、この4年間は市長室には来ていないのですよね。いろんな状況の中で、私はいろんな方々から注意をされたり、また逆に信頼されるようなことを言われたこともあります。彼にもたくさんの友人がいるようでございます。その方々を悪く言うわけではありませんが、私は、誰を信じていいのかわからない状況になったこともあります。しかし、彼とは私は本当にここまで、今度事実が明らかになった時点では本当に残念である、こういう人間だったのかという憤りでいっぱいあります。

○18番（堀本博行君） 私もこの問題が起きた後、複数の人から、「ほら、見ろ」と言われました、私に言われてもしようがないのだけれども。そのときにやっぱりこの問題というのは、突発的に偶発的に起こった問題ではない。これは起こるべくして起こった、皆さんはそう思っています、これは。このことだけは、ちょっと指摘をさせていただきたいと思います。

市長が、きょうも知らなかったという話をしていました。私は、その知らない、知らないという市長の答弁、答弁というか説明を聞いておまして、昔、小学校のころに「裸の王様」の劇をやったのを覚えています。まさに市長、裸の王様ですよ、あなた、実際に。この中で昔の本で読んだことわざと申しますか、「いいことをしないというのは、悪いことをしていることと同じことなのだ」という、こういう言葉があるのです。これはどういうことを意味するかというと、例えばAさんの後ろポケットの財布をBさんがずっと抜いておった。それで、その後、夕方になってAさんが、あ、財布がないといったときに、私が、Aさんに対し、さっきBさんが抜いておったですよと伝えたとしたときに、Aさんは誰に向かって怒りを覚えるかといったら、本当に悪いことをした人よりも、何もしなかった私に怒りを覚えるのです、この人は。そういう意味なのです。

水永容疑者も、今は捕まっています。だけれども、今、私が、私は何もしていないよ、知らなかったのだという、この連発。市民の皆さん方というのは、取ったこの人よりも、見て何もしなかった私に怒りを覚えている。この構図というのは、市長、今あなたですよ、本当に。このことはしっかり、知らない、知らないを連発しますけれども、私は何もしていない。さっき言った、いいことをしないというのは、こういうことにもつながるといって、市長のところの今のこの構図を見てそういうふうになりましたので、ひとつ言っておきます。（「堀本議員を見直しました」と呼ぶ者あり）

これで、この質問はもう終わります。

続いて、営業本部という項目を出させていただきました。これは益田市というところが営業本部というのを、市長を先頭に営業本部を立ち上げて大きくさまざまな活動をやっているというふうなことで上げさせていただいたのですが、具体的に私もまだまだこれ、勉強不足で、提案するところまで行っていないので、これは次回に持ち越したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次の温泉効果と利用促進、これについて昨年の11月に新聞の報道の中で九州大学病院別府病院と役所と、それから医師会と3者が、具体的に温泉の効能について科学的な検証を始めたというふうに出ておりました。これは今まで私どもも温泉療法の保険適用について、党としてもいろいろ勉強させていただいておったのですが、結局のところこの温泉の効能が科学的に立証できないということで、なかなか適用にならないというような経緯もあったわけではありますが、まず、この効能の具体的な今回のアンケート調査等も2万人を対象にやっているようでありますが、その内容について御説明ください。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えいたします。

温泉と健康に関するアンケートについて、御説明をさせていただきます。

このアンケートは、自然の恵みである温泉の健康増進効果について、科学的根拠を明らかにし、医療への応用、病気の予防や治療や健康づくりへの温泉活用について検討し、市民の健康づくりを一層増進するというを目的として、今回のアンケート調査を実施しております。

このアンケートの実施に当たりましては、別府市と、それから別府の医師会、それから九州大学病院別府病院の3者が実施主体となって実施したものです。別府市が、アンケートの発送及び回収、医師会が、アンケート調査に要する金銭的援助、九州大学病院別府病院が、アンケートの分析をそれぞれ担当しております。

○18番（堀本博行君） 今後のその予定、それから、アンケート調査の結果はいつごろ出ることかということ、結果が出た後、これは具体的にどういうふうになるのかなというのが気になるのですが、その辺はいかがですか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えいたします。

このアンケートは、別府市内の65歳以上の方約3万5,000人ほどいらっしゃいますけれども、そのうち無作為で抽出した2万人の方にアンケート用紙を発送しております。そのうち、これまでに約1万500人の方から回答をいただいております。この事業自体が、九州大学病院別府病院が厚生労働省の研究事業として採択をされ、最終報告を平成26年度末までに学会発表等により行うということになっております。ことしの5月には中間的な発表をしていただけるというふう聞いております。

それと、今後の結果はどういうふうになっていくのかということですが、質問項目が、温泉の利用頻度、泉質、入浴時間、今までにかかった病気などの9項目を質問させていただいております。分析により糖尿病や高血圧といった生活習慣病、がんの効果があるかなどが判明し、病気の予防や治療に温泉が活用できるのではないかとことを期待しております。

また、日本一の温泉地であります別府市より、温泉の効能について情報発信できるようになれば、観光面においても非常にプラスになるというふうに期待しているところであります。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。温泉の効能をやっぱりきっちり結果が出た後に、さっき言った情報発信とか、そういうふうなものをぜひしてもらいたと思いますし、特にやっぱり温泉のよさとか、こういったものを、先般、大分県が「おんせん県」という、こういうふうな形でアピールをしておりますが、これは私、若干違和感があると思いますか、「おんせん県」というのは、別府の温泉はちょっと違う、やっぱり違うのだという自負心もありますから、そういった意味でもやっぱり差別化という、こういうふうな観点からもぜひこういう角度のものの情報というのは、しっかりと分析をして、それから情報発信をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

次に、ミス別府について。もう、たつたつたと行きたいと思っております。ミス別府についてを。

以前もこのミス別府について質問をさせていただきましたが、まず、何でミスなのかという質問に、ちょっと答えてもらえますか。

○次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

ミス別府につきましては、別府市の観光、特産品、イベント等を広く内外に情報発信することによりまして、観光客の誘致に結びつけることを目的に、2年間の就任期間の間、別府市を代表して活動していただいております。その活動につきましては、別府市のイメージアップを図ること、それから、県内外で行われますイベント等のさまざまな機会に参加

してPRを図る、こういったことをございます。したがって、日程等の調整が比較的
可能で、なおかつ急遽要請を伴う派遣が可能なこと、あるいは他都市とのバランスといっ
た、さまざまな状況に対応が必要でございまして、現在のところミスという形での募集、
それから活動というふうな形になっております。

- 18番（堀本博行君）別にミス別府を否定するわけではないのです。情報発信の仕方なの
です、問題は。私なんかはよくわからないのですけれども、AKB48というのを知って
いるでしょう、今、若い女の子がいっぱいね。このAKB48というグループがあって、
それにちなんでというほどではないのですけれども、御当地アイドルというのがあるので
すね、御当地アイドル。要するに地元の若い女の子がグループをつくって、いろんな形で、
例えば商店街の活性化に寄与するとか観光の……。宇佐の例を、宇佐がUSAKARA、
何かKARAというグループがある、韓国かどこかに。これにちなんで先般、去年10月
20日、21日、北九州で開かれたB級グルメの祭典でB-1グランプリの宇佐からあげを
アピールするのに、このUSAKARAという5人でつくるアイドル、若い女の子。これ、
若い女の子はどこから人選したかという、役所の中から5人選んでいるのです。それで
グループをつくって、オリジナルのダンスと、それから踊り、それから歌までつくって、
それでアピールをしているという、非常におもしろい企画でやっています。まちおこしの
グループとしてやっているわけではありますが、全国的にも北は北海道から南は九州・沖縄
まで、ずっと御当地アイドルというもので検索すると、ずらっと出てきます。今はほとん
どの県、市町、大きなところは全部この御当地アイドル、それからローカルアイドルとか、
いろんな名前をつけて、そういうふうな形でやっています。

特に、前も婚活の問題でも私が御提案させていただきまして、やっぱり若い男女、ち
なみに、とりわけ若い女の子が市内をそぞろ歩くと活気があるのと同じように、こういう
アイドルといいますが、こういったものを例えば別府、役所の中の若い女子職員といいま
すか、こういった方々の中から人選をするのもいいし、公募するのもいいし。国東市も、
今こういうのをやっているのです。国東市の中に公募があって、別府の高校生が応募して
通っています。国東の市のために踊っているというか、頑張っているという、こういうふ
うなこともあります。こういういろんな問題が渦巻いて暗いときに、ちょっと明るいニュー
スを発信するというのもいいと思いますけれども、こういう御提案はいかがでしょうか。

- 次長兼観光まちづくり課長（松永 徹君）お答えいたします。

PRの手法に関しましては、今お話をいただいた部分を含めまして、さまざまな形が全国
の市町村で行われております。その方法は多種多様でございまして、別府市を広くPRし、
さらに大きなアピール効果を生む人材の発掘、方法等に関しましては、今後、ミス別府を
管理調整いたします別府八湯温泉まつり実行委員会事務局でございまして観光協会とも協議
してまいりたいと思います。

- 18番（堀本博行君）私も観光協会のほうに個人的にお願いに上がりますから、ぜひそう
いうふうな若者をしっかり起用するというふうなことでお願いしたいと思います。

それでは、次に水道局のことについて、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

亀山水道企業管理者の時代に、時代というか、亀山水道企業管理者と余りやり取りし
たことがないので、たまにはいいのではないかとあって、待ってましたというような顔を
していますが、ぜひお願いをしたいと思います。

水道局の件については、これは議会改革の中の項目にも入っております。その中で説明、
改革案というふうな形で説明資料もいただきました。私は、この水道局の説明をいつも聞
いておりまして、何かいつもゴールのないマラソンを見せられているような、そんな気が
しています。結局、いついつまでに何をやるのかというふうなことが全然見えてこな
い。いろんな形で先般も議会改革の中で説明をいただきましたが、私も副委員長という立

場がありましたから、いろいろ質問を控えておりましたが、1つは、いろいろなところで水道局の、これまで建設水道委員会というのがあって、そのときに私も委員長なんかをやらせていただきました。いろんな自治体、類似団体の視察に行きます。そのときにやっぱり一番問題になるのは職員数なのですね、数、職員の数。これが、いつも問題になっております。

この説明書の中に、この10年間、平成24年から34年までの10年間、当年度末職員数というところで漆黑、黒塗りといいますか、黒字で、平成34年時点で44名になります、こうなっている。ある議員が手を挙げて、「今度は44人になるのですね」と言ったら、「いやいや、そうではないのですよ」という話をしていました。私はいつも言っています。議会改革でもそうでした。議会改革の本丸は、議員定数の削減だといって議会改革をやらせていただきました。職員数についてもそうです。例えば生首を切れとか、そういうふうなことは言いませんが、現実的にこの10年のスパンでこれだけの数字も出ているわけですから、例えばそういったものについて具体的にシミュレーションをしながら、10年先はこういうふうなもの、ゴールを目指しますという、こういったものなしに、ただ説明して、こうなります、ああなります、議会改革はこういうふうに思っています、ああ思っていますという説明だけがされても、やっぱりなかなか市民の納得は得られません。そういう意味でこの10年間の今後、どういうふうにするのかお答えください。

○水道企業管理者（亀山 勇君） お答えいたします。

ただいま、堀本議員さんから、ゴールのないマラソンということで御叱咤をいただきました。それにつきましては、私の主な責任でございますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それから、ただいま御質問がございました今後10年、そして30人余りが退職をしていくということで、将来の水道についての考え方について説明をしてくださいというお話でございます。

これにつきましては、昨日も答弁をさせていただきましたが、今後10年間で多くの退職予定者を迎える状況を視野に、組織機構の見直し、そしてまた浄水場の第三者委託、これは水道法の一部改正に伴うところの第三者委託でございますが、それとあわせて営業業務の包括委託などの実施に向けて、現在、調査研究をしているところでございます。

また、国において平成16年に水道ビジョンというのを策定し、これを各水道事業者が実施を今しているところでございます。これの実施計画といたしましては、本市の水道局におきましても、第1期中期経営計画を定めながら、その中で98項目のいろいろな項目にわたった中で取り組みを実施しているところでございます。

それともう1点は、平成22年度から水道事業の経営懇話会というものを、民間の方を入れて11名の委員さんからなる懇話会を定期的に開催してございまして、この中では今説明させていただきました中期経営計画の98項目の取り組みに係るところの外部評価を今後導入して進めてまいりたいと思っております。この中で事務事業の見直しを図る中で水道局の一定の行革に努めさせていただきたいと思っております。

○18番（堀本博行君） 答弁はよくわかりました。わからぬのだけれども、よくわかりました。（笑声）結局何をしようとしているのかが、やっぱりわからないのです。結局、私の正直なところを言わせてもらおうと、あれだけ業務委託に出しておいて、今、職員数が81人だったかな、（発言する者あり）76か。前回は81だったな、ことしで76名という職員数。この76名の職員数の中で、10年先の退職者の数もわかっていながら、例えば前回二、三年前に行った我孫子市、これが類似団体人口の同じ程度のところで、あの当時で46名。ちょうどこのぐらいです、10年先のこの数字みたいな数が出ていました。そういうふうなことを考えたときに、例えば人事交流、人事交流を答弁したかどうかあれですけども、

人事交流も含めて、本庁との人事交流、それから管工事、技術面ではどうのこうのというお話もよく聞きます。管工事との人事交流というふうなことも考えて私はいいと思っています。そういう意味で水道局そのものの体制というものをしっかりやっばり本気になって考えないと、いやいや、今のような答弁、それはあれですけども、やっばり本気になってそういうふうなものに取り組んでいただかないと。これからまたちょっと水道局のことについて勉強したいと思っています。そういう意味では本気になってやっばり取り組んでいただかないと、私はよくいろいろ水道企業管理者に聞きに、勉強しに水道局の庁舎のほうに行きます。実際70何名という職員がおったときに、70何名といたら、例えば1階部分、2階の部分、ずっとあるけれども、ほとんどあそこが20名ぐらい職員がばたばたしながら仕事をしておるといふ、そういう仕事もないのかよくわかりませんが、いっぱいおって、忙しそうだなという光景を見たことはありません。やっばりどこか出ているのでしょ、皆さん。忙しく外回りをしているのでしょ。けれども、あれだけの業務委託に出しながら、どこを回っておるのかなというふうな素朴な疑問もあったわけですが、日報とか、行動日報とか、そういったものがあれば一見見せてもらいたいという気がありますが、行動日報なんていうのはつけていますか。ありますか。

○水道企業管理者（亀山 勇君） お答えします。

行動日報といいますか、外出日報といいますか、それにつきましては、作成をしているというふう考えております。

○18番（堀本博行君） それともう1点。私は、組合のことはよくわかりませんから、そういうことを無視して考えて言えば、私は、水道局は局である必要はないと思っています。水道部、いわゆる皆さん方の部と同じようなレベルの水道局の部体制。管理者というふうなものもいなくていいのではないかと考えています、そういう意味では。そういうふうなことを、例えば職員数、それから部組織の大胆な改革、部長が行って人事交流をしょっちゅうやりながら、やっばり改革に向けての改革しやすい体制といいますか、そういったものをぜひ、人数も職員数も含めてやっていただきたいと思いますが、そういうふうな発想、感覚、どう思われますか。

○水道企業管理者（亀山 勇君） お答えをいたします。

ただいまの件でございますけれども、私も平成21年度に水道局に配属されまして、その年に建設水道委員会の先進地視察ということで福島県の会津若松に行かせていただきました。この中では委託の関係もそうなのですが、もう1点は、ここは上下水道部になっております。その部の中でいわゆる水道企業管理者という方は、市長がなっておられるわけございまして、そして、その下の企業管理者がする仕事については、部長級の方がされているということで、その組織を見たときに、これは何だろうということで、私自身も関係法令等を探してみましたけれども、これにつきましては、地方公営企業法に、200人以上の職員、または給水戸数が5万戸以上、この2つがなければ水道企業管理者を置く必要がありませんよという1つの法令がございます。これを参考に、私も、将来的には退職予定者もこの10年間でかなりの数が出てまいりますので、その時点で組織のスリム化を図る中で、局から部へ、あるいはまた管理者を置かないというような形の中で改革を進めるのも1つの方法かなというふうな、自分なりに今考えているところでございます。

○18番（堀本博行君） いい答弁をいただきました。これから、またしっかりと私も改革の形のを勉強しながら進めていきたいというふうに思っております。

それと、市長、水道局の管理者の任命権というのは、やっばり市長ですよ。そうなってくると、やっばり改革の、ここまで改革するのだぞというふうな形で送り出すという、市長の意向というものを受けて仕事をするわけですから、釈迦に説法で申しわけないですけども、そういうふうな思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、地熱発電の件についてということでお尋ねしたいと思います。

地熱発電、私も昔から勉強の中で理科が一番嫌いだったのですけれども、そうもいなくなつて、先般、八丁原のほうに視察に行ってきました。具体的に所長からいろんな意味で説明も小1時間受けてきました。そういった中で、地熱発電そのものというのはいろんなクリアしなければならない問題で所長に聞いたのです、単刀直入に。所長、別府での地熱発電というのはどうですかと聞いたのです。別府の場合は、泉源の問題がありますから、この泉源が、例えば科学的に全く影響がないという立証は、なかなかこれまでも出ておりませんという意味では、なかなか難しいのではないかとというようなお話をいただきました。

そういった中で、今、湯けむり発電とか、そういったふうなものを市内でもやられている方もいらっしゃいますが、それに対する——聞きたいのは1点だけなのです——補助を考えていますかということです。どうですか。

○環境課参事（眞野義治君） お答えをさせていただきます。

資源エネルギー庁の再生可能エネルギー関係予算事業や、大分県も出資予定としております温泉熱発電の事業化を支援する、おおいた自然エネルギーファンドなどの利用について広く周知に努めるとともに、本市独自の支援方法も模索していくことが必要と考えております。

○18番（堀本博行君） 補助を考えておりますかという質問に答えてくれたのかな、今。

○生活環境部長（永井正之君） お答えをいたします。

今度の機構改革で4月1日から、環境課のほうで新エネルギーの対応をさせていただきます。

ビジョンが全くありませんので、まずビジョンづくりから始めたい。一方で湯けむり発電等、先日、松川章三議員のほうからも御提言がございましたが、温泉熱の利用というのも集積場所、そういうものを視野に入れながら、何ができるのか、どうしたらできるのか。私どもの部署で今度は企画立案、そして事業実施を請け負うこととなります。やらせていただく上においては、そういった補助も含めていろんな角度から検討をさせていただきたいと考えております。

今、担当参事のほうから答弁をさせていただきましたけれども、大分ベンチャーキャピタル社が、ファンドを設立して運営をするということでございますので、4月1日以降、早急に県、またこういった企業さんと協議をさせていただきながら、別府市がどうやって取り組めるか、支援できるか、そういう道を探りながら、また議会に御報告、またお諮りをさせていただきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） 県のほうも力が入っているようでありますので、ぜひそういうふうな方向で進めていただきたいと思います。

最後に、これは市民福祉葬制度についてちょっとお尋ね、お尋ねといいますが、これは何回も何回も提案させていただいておりましたが、なかなか進まないわけであります。この市民福祉葬制度そのもの、細かい説明は省きますが、その後、何か検討していただきましたか。

○社会福祉課長（福澤謙一君） お答えいたします。

社会福祉課の中で協議を行ってまいりましたが、現状において葬儀費用の捻出が困難な場合は、生活保護法の葬祭扶助費申請が可能であり、また、親族がいないか、親族がかかわりを拒否した場合は、墓地埋葬法で葬儀費用は県の費用で負担するようになっております。その中で、この事業の需要がどの程度あるのか。以前、答弁で説明いたしましたように、最初は安くと言っても、いろいろな手法を説明すると追加するといったケースが多くなり、最後はきちっと見送りたいと考えている方が、まだまだ別府市では多いのではとの、一部の業者の方よりも説明もありました。全国的にもこのような制度は、まだ広がってお

らず、引き続きこの事業の必要性を検討するとともに、事業の優先順位等を考えていかなければならないと思っております。

○18番（堀本博行君） 私も、前回の選挙のときにこの問題を多くの方々からいただきました。2年前の改選後、提案もさせていただきましたけれども、なかなか進まないようであります。これからもこの福祉葬祭制度、それから婚活の問題もそうですし、そこまで行政がやらなければいけないというふうな方もいらっしゃると思いますが、そういう時代であるというふうなことも知っておいていただきたいと思っております。これからもまたしっかり提案させていただきます、このように申し上げて、私の質問を終わります。

○1番（森 大輔君） 一般質問最終日の最後になります。あと1時間ありますが、皆様、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

議長、通告の順が少し前後するところがありますので、よろしくお願ひいたします。

まず、消費者行政について質問をさせていただきます。

昨年の6月議会で、消費者行政について質問をさせていただきました。そのときに、消費生活にかかわるさまざまなトラブル、これが日本各地で起きていること、そして、私たちが住むこの別府市でも身近な問題として起きていることを再確認させていただきました。例えば、高齢者をターゲットにした「おれおれ詐欺」とか「なりすまし詐欺」はもちろんですが、今まで自分は大丈夫だと思っていた若い方々、こういった方々も被害に遭われているというケースがふえてきております。このような消費被害者の救済や、その被害に遭われる前に防止対策等は、国・県が行うだけでなく、一番身近な市町村レベルで行われることが求められてきております。

新年度予算案の中ですけれども、平成25年度から消費生活センターを開設しますと書かれてありました。それを受けて、消費生活センター、そして、今あります、実際事業があります消費生活相談窓口事業、その現状等、そして来年度からのセンター化によって、これから消費者行政がどのように変わるのか、まずお尋ねいたします。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

現在の状況であります、消費者相談窓口として週2回、火曜日と木曜日の午後からではありますが、専門の相談員を派遣していただきまして、相談を受けております。

新年度、消費生活センターを開設しますと、この回数が週4回、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の午前10時から午後4時まで相談を受けるようになり、相談機能の強化につながると考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。今御答弁にありましたように、窓口の対応時間の延長、そして日数の拡大、これをしていただきまして、ありがとうございます。御答弁のように、今は週2日、1日3時間体制だと思っておりますけれども、専門の相談員がいらっしゃいます。これが来年度から、新年度から週4日の午前10時から午後4時まで、1日6時間体制で専門員が配置されるということだと思います。今までは——今もまだそのようなのですが——専門のその相談員が週2日しかいない状況で、相談ニーズになかなか十分にお応えできていませんでした。その市の相談窓口対応日以外のときは、その相談をしたいと思われる被害者の方々は、大分県にありますアイネスのほうに行くしかありませんでした。調べによりますと、昨年の4月からことしの1月まで、この市の相談窓口で受け付けられた相談件数は約201件、一方でアイネスのほうに別府市住民の方が相談しに上がった件数は約414件という報告を受けております。この中で、市の相談員が不在のためにアイネスのほうに相談に上がったケースが多々あったとお聞きしております。こういうことから、今の商工課にあります相談窓口事業、これは別府市全体の消費被害者の救済に十分にお応えできていない、そういった現状は明らかでした。

では、伺いますが、今後、どのような思いで新年度からの消費生活センター開設に向け

て取り組みをされるのか、部長答弁でお願い申し上げます。

○ONSENツーリズム部長（亀井 京子君） 答えいたします。

消費生活センター開設によりまして、市民の暮らしに直接かかわる消費者問題の身近な相談窓口として、住民サービスの向上が図られるものと考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。センターを開設して住民サービスの向上を図っていききたい、そのようにおっしゃっていただいたと思います。ぜひそのようなセンター設置をしていただきたいという思いで、これから消費者行政の課題についてお聞きいたします。

別府市が、大分県内で大分市に続き人口規模が2番目に多いまちであることは、皆様も御存じのとおりです。この人口規模に従って消費被害者の数も大変多く、そして窓口相談にお越しになられた件数、そして被害金額ともに、県内では2番目に高いということは、御承知のところだと思います。被害金額にして別府市だけで毎年数億円、何億円という金額が被害に遭って、そしてデータによりますと、昨年の4月から12月までで、把握している中で2億から3億ぐらいの規模の被害に遭われたというデータもございます。

では、その相談者が既に契約や購入をされた後、そして、それが被害に遭われたという後に、市の窓口で被害金額の救済を求めて相談に上がった中で、今まで、あっせん等で実際に救済をされた被害回復金額というのは、把握されていますか。

○商工課長（挾間 章君） 答えいたします。

相談者が、直接指導や助言などによる対応をした場合においては、返却や支払いに至らなかった等のケースで報告があったものについては、把握ができております。ですけれども、指導や助言により本人が直接相手に交渉して、その後、報告がなかった事例につきましても、把握は今のところできておりません。しかしながら、消費者生活相談を行う上で被害を防止できる額の把握は必要と考えておりますので、今後、相談者が提示できる範囲での情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○1番（森 大輔君） 把握できていないケースもあったとおっしゃっておるのだと思うのですが、追跡調査をすれば、その被害回復金額というのは把握できるものと考えております。これから消費生活センターとなるわけですから、しっかりと相談に来られた方がその後どうなったのか、被害金額が本当に救済されたのか、されなかったのか、一部されたのか、全額されたのか、そのあたりをぜひ追跡調査等をされていくこと、そして、そのことをすることが、事業効果を図る上でも大切なデータとなっていくと思いますので、これからの消費生活センターのあり方として相談者のアフターフォロー、それをぜひしていただきたいとお願いいたします。

そして、一応これは参考ですけれども、県のアイネスのほうに伺いましたら、別府市からアイネスに相談に上がられた中で、実際に救済をされたと確認できる被害回復金額は、平成24年度の6月から12月までで、約ですけれども、452万円とされていました。このように、実際幾ら救済につながったのかという追跡調査、これは大分県のアイネスのほうでもされているようなので、ぜひそこら辺も参考にされていきながら、これからの消費生活センターの体制、考えていただきたいと思います。

これは、また他市の状況なのですが、別府市で圧倒的に相談件数、そして被害金額が少ない市町村から先にセンター設置に取り組んでおられます。別府市は、当初、ほかのどの市よりも先に消費生活相談窓口を設置された先進地だったとお聞きしております。しかし、いつの間にか別府市より早くセンター設置の取り組みや予定をしている市町村、これは9市町村ありますが、先を越されつつあります。別府市は、大分市に続き2番目に大きなまちという自負と、他市をリードしていくというインセンティブを持って、これから住民の声に答えていただきたい、そのように思っております。

最後に、ひとつ申し上げたい要望があります。今の消費生活相談窓口、これはまだ現在は週2日、1日3時間体制ですが、これが週4日、1日6時間体制になることで、センター開設の要件、これを満たすことになります。これで晴れて別府市は消費生活センターがありますと公表できるわけですが、ぜひ部長、本当にセンター開設に向けて前向きに取り組んでいただければ、これからのことをぜひ御参考にされて取り組んでいただきたいと思えます。

それは何かと申し上げますと、センター開設を予定しておられながら、相談者がプライバシーを保ちながら相談できる、またはそれに準ずるスペースの確保が、まだできていないとお聞きしております。このままでは今までの、消費生活センターという名前が、今の窓口事業から消費生活センターと名前が変わるだけで、実際は今の相談窓口事業が行っていることと同じ対応だと思われる、そういったことがあるかもしれません。ですので、これからセンター開設ということであれば、それに見合うようなスペースの確保、これもぜひ検討していただきたいと思えます。

私もほかの市町村、センターを開設された市町村に視察に上がりました。上がりましたが、相談者が相談できるスペースがないというようなセンターを開設された市は、私が視察に行った限りではありませんでした。どの市町村もそれなりに工夫をされて、空き室などを活用されてセンター開設ということをされています。ですので、これからセンター開設を別府市がされるわけですから、ぜひそのあたりも相談者のプライバシーが保てるスペースの確保に取り組んでいただきたいと要望いたしますが、御答弁いただけますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

今のところ、相談窓口と継続して週4日ということになりますが、センター化になりまして、庁舎等の状況を見ながら、整備に向けて協議していきたいと考えております。

○1番（森 大輔君） ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、市長、新年度からセンターが開設されます。このセンター開設に向けての市長の思い、ぜひお聞かせください。

○市長（浜田 博君） ありがとうございます。消費生活センターの開設ということで、これまで消費者の皆さんが利益・財産を守るためにも、私は安全で安心できる消費者行政、これを進めなくてはいけない、これを実現するためにも消費生活センター、この開設が必ずや消費者の最も身近な相談窓口に、そして発展できるのではないかな、このように思っております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。おっしゃるように、市民全員が消費者でありますので、その消費者、そして私たちも生活をしている以上、誰もがそのトラブルに巻き込まれる可能性がある裾野の広い分野になりますので、ぜひ今後は一人でも多くの消費者、消費被害者の救済、そして、その問題の解決に取り組んでいけるような消費者行政、これに別府市が近づいていけるように、これからのセンター開設に向けての取り組み、これに期待いたします。

これで、消費者行政についての質問を終わります。

次に、児童行政について質問をいたします。

皆様も御存じだと思いますが、日本の人口は、明治時代以降から2004年まで一貫して人口がふえ続けました。これが、2005年から、今まで経験したことのない長期の人口減少時代というのに直面をしております。この長期の人口減少時代の今、豊かで活力ある別府市をつくるには、子どもを育てやすい環境、そして子育てをする家族を応援する社会を目指さなくてはならないという言葉をよく聞きます。これは、当たり前のことだと思います。こういった考えを受けて大分県は、子育て満足度日本一という目標を掲げ、そして別府市は、おもしろいネーミングなのですが、「湯けむりとぬくもりのなかで、子育てしや

すいと実感できるまち」というのを基本理念とされているようです。

では、これから別府市が掲げておりますこの理念のもとで、べっぷ子ども次世代育成支援後期行動計画、これをもとに質問をさせていただきます。

これをもとに質問をさせていただきますと、この中に、平成20年度に別府市はニーズ調査というのをされています。このニーズ調査によりますと、「別府市は子育てしやすいと感じますか」という問いに対しまして、就学前児童保護者の36%、そして小学生保護者の32%が、「子育てしやすい」と回答されています。逆を言えば、残りの60%以上のお母さんは、そこまで子育てしやすいとは感じていないということだと思えます。この平成20年度にされたニーズ調査の結果を受けて、別府市は平成26年度までに50%以上のお母さんから、子育てしやすいまちと感じていただけるように改善施策を行っていくとされていますが、この50%以上の方に子育てしやすいと実感してもらう計画目標を達成するに向けてどのように取り組んでおられますか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

べっぷ子ども次世代育成支援後期行動計画、この中では児童家庭課だけではなく、いろんな関係課が一丸となって取り組んでおりますが、地域における子育て支援、教育環境の整備、生活環境の整備、7つの目標を基本に取り組んでおります。平成26年度の最終目標に向けまして、市一丸となって取り組んでいるというところでございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。御答弁には、50%以上の方に満足してもらうために、今、7つの重点分野を上げて政策に取り組んでいらっしゃるということですが、今回の質問では、前半は保育所事業と児童館について質問をさせていただきます。そして、後半部は要保護児童への対策、そして児童虐待防止への取り組み、ここに焦点を絞って質問をさせていただきます。

では、大分県が実施しておられます県民意識調査によりますと、子育て家族が望んでいること、これ上位2項目あるのですが、子育てに係る経済的な負担の軽減、それと保育所の充実を初めとした子どもを預かってくれる事業の拡充、これが上位2項目だとお聞きしております。今の子育て世代の女性からは、夢は専業主婦になることという言葉をよくお聞きします。つまり、専業主婦でおれる相手と結婚をして子育てをしたいということだと思うのですが、しかし、現実には経済的事情もあって女性、つまりお母さんとなっても最前線で仕事をすることが求められています。であるから、なおさら子育てが仕事の差し支えにならない環境を整えたり、仕事と子育てを両立できるように保育所事業の拡充をしていくことが、行政に求められていることなのだと思います。

では、現在の保育所の入所状況、そして待機児童の状況について教えてください。また、待機児童を減らすために、どのような対策をとっていらっしゃるかも一緒に御答弁ください。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

3月1日現在の入所状況でお答えさせていただきます。入所児童数は、公立・私立を含めまして2,272人でございます。また、入所定員に係る充足率、これは122.81%となっております。

国の定義の待機児童、これとはちょっと異なりますけれども、現在、入所待ちの児童は252人となっております。この入所待ちの状況につきましては、現在、保育事業そのものが転換期を迎えている状況でございますので、国の動向も注視しながら、解消に向けて取り組んでいるというところでございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。別府市の状況はわかりました。待機児童の問題の解消は別府だけでなく、今や全国的な課題であり、国レベルでの対策が求められているのは、皆様も御存じのとおりでございます。現在把握している中で、全国に約2万

5,000人の待機児童がいて、そして、これ以上に隠れ待機児童がいると報道等でもお聞きしております。

御答弁から、現在の別府市の保育所の充足率は122%、入所待ちの待機児童数は252名ということです。そして、平成23年の第3回定例市議会で、猿渡議員が同様の質問をされていましたが、行政としても保育所の増改築とか、またそれによつての定数の拡充などが一応図られているようではあります。それから今日まで入所待ちの児童数というのは、ふえているのが現状のようです。また、一般質問で市原議員が、保育士の待遇改善についておっしゃっていました。国は、保育士不足の解消として、平成25年度から保育士の待遇改善を目指した保育士処遇改善事業をスタートされます。この事業が、まだどのくらい保育士の確保につながるのか、また待遇改善につながるかが定かではありませんが、待機児童を減らすには保育士の確保が必要だという全国的な要望に、国が一定程度の理解を示されたのだと思います。しかしながら、仕事をしたいとされるお母さんがふえるにつれて、保育所に入所希望する児童数もふえて、そして希望する場所、希望する時期に入れずに待っている児童に対策が追いついていないのが現状なのだと思います。

では、認可保育所の入所基準について確認をしたいことがありますので、入所基準について教えていただけますか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

保育所は、保護者や同居の親族などが、仕事や病気などで児童を家庭で保育することができない、そういう場合に児童を保育することを目的とした施設でございます。したがって、その入所に際しましては、保育することができない理由、就労であるとか、母親が出産であるとか、病気の看護など、あとは災害といった、こういう項目の基準を設けております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。今、入所基準について御説明いただきましたが、例えば就労、疾患、看護、災害等で保育できない場合、こういったときに保育所に預けることができるとされているようです。今回お聞きしたいのは、その就労の部分なのですが、認可保育所に子どもを預けるには、就職をしている、または就職内定がないと、保育所に入所することができないとされている一方で、就職活動中のお母さんは、入所基準の就労に当たらないとして、原則子どもを預けることができません。もちろん、これが許される基準であっても、実際に入所できる枠が足りていないので入れないという、いかんともしがたい保育事業の実態もあるのかもしれませんが、市役所に行っても子どもを預かってもらえないという就職活動中のお母さんの声をお聞きいたします。

県が平成23年度にまとめました分野別自由意見集というパブリックコメント集があります。この中にはお母さんの声が載せられていて、市の子育て支援事業に対して、日々何を感じて、何を求めているのか、飾らない言葉で子育て生活の実態を訴えられています。それが、今手元にありますこれなのですが、これは課長そして部長、お読みになりましたか。御答弁ください。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

1度目を通させていただきました。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） 同じく、1度目を通しております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。読んでいらっしゃるということですが、本当にこの中に書かれている御意見、耳を傾けていらっしゃるのか、少し疑問に思えるところがあります。この意見集の中には、子どもを認可保育所に預けたいのに預けることができない、そういった就職活動中のお母さんの率直な御意見が載っていますので、この場をお借りして少し御紹介をさせていただきたいと思っております。

就職活動中では仕事をしていないとされて、認可保育所に入れてもらえなく、就職活動

をすることすら困難を感じる、保育所が決まらないと仕事ができない、そして、仕事が決まらないと保育所に入れれないという今の制度を変えてほしいという御意見を書かれていました。

ここに書かれているように、今の入所基準では就職活動中のお母さんは、認可保育所に子どもを預けることができないというこの基準に疑問を感じます。子育てをしながら就職活動をするのが難しいと訴えているこの御意見について、そして、そうさせている要因の1つでもあります入所基準について、どう思っているのか御感想をお聞かせいただけますか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

就職活動時における入所の申し込みということでございますけれども、平成12年、厚生省のほうから通知がございまして、休職中であっても入所の申し込みはできると通知が届いておりますので、市としてもそういう形で今取り扱っているところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、保育基準というのが前段でございまして、どうしてもまた昨今の保育事情から鑑みますと、なかなか難しくなっている、そういう状況は感じているところでございます。

○1番（森 大輔君） やはり入所基準が1つの障害、1つの要因となっていることは事実であるというふうに感じます。今すぐできることではないかもしれませんが、子どもを預けられないから就職活動ができない、そういったお母さんの声を聞かなくてよくなるように、働きたい女性に厳しい子育て環境をぜひ改善していただきたいと思っております。

では、就職活動中のお母さんたちが、就職予定証明書、もしくは就職内定証明書、こういったものがなくても子どもの認可保育所への入所ができるような、保育所の入所基準の見直しは可能ですか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

この保育所の入所基準と申しますのは、もとは児童福祉法、それに基づいて保育基準というのが定められておりますので、それにやっぱり従わないといけないと思っておりますので、ちょっと難しいのではないかなというふうな感じはしています。

○1番（森 大輔君） 入所基準は、国の児童福祉法に基づいているので、市が勝手にその基準を見直すことは難しいということはわかりました。もちろんお母さんが子どもを預けることができないと言われている背景には、ただ単純にその基準が問題だけではなくて、認可保育所に対しての需要に供給が間に合っていないという現実があるのだと思います。ただ、今の入所基準はそうであったとしても、例えば入所できる枠があるときは、もしくはその枠ができたときは、基準はこうだから入所は無理ですよというような冷たい対応は、児童家庭課のほうにはしてほしくないと感じます。この入所基準の改善、そして子育てと仕事の両立をしたいとする女性が、実際にそうできるように保育所の定数増と保育士確保に必要な事業を推進していただきたい、そして待機児童ゼロに取り組んでいただきたいとお願いを申し上げます。

そしてまた、県が集計されています分野別意見集の中には、別府市の児童家庭課でとられた、少し粗雑な対応と思われる耳が痛いことも書かれていました。これは、対応の改善をしていただきたいという思いで御報告を申し上げますが、あるお母さんが、認可保育所の申し込みをするために児童家庭課に上がられた際、担当者から「希望の場所に、希望の時期に入れるかどうかわからない、そういうふういきなり言われた」、そのように書いてありました。恐らく担当者は、簡単に認可保育所の状況をお伝えするつもりで言われたのでしょう。それはわかるのですが、ただこれは行政側の一方的な言い分なのです。その対応が相手側、つまりお母さんの立場に立って丁寧な対応をしていないから、乱暴な対応であったと誤解を招くのだと思います。お母さんとしては、子育てをしながらやっとの思

いで、市役所に子どもを預かってほしいと相談に来たのに、いきなり入れるかどうかわからないという言動を聞かされるものですから、このお母さんは、意見集に書かれているように、できるだけ対処しようとする気持ちで対応してほしかった、または、預けたいとする人の気持ちを考えた言動が全くなかった、担当する職員の意識改革が必要だと強く思った、こういうふうに取り扱われています。

私自身、日本語は難しいなと思うことはよくあります。相手に誤解を与えて、自分の本意でないことを伝えてしまうことも多々あります。大抵そういうときは、私が受け取る相手側の気持ちになった言動や配慮が足りていなかったのだと反省をしております。ただ、恐らくここには上がっていないだろう市民への配慮が足りていない、そういった粗雑な対応がほかにもあったのではないのかなという不安を少し抱いております。もちろん、そのようなことはないと思いますが、実際に相手の気持ちに立った配慮ある対応ができていなかったことがあるから、お母さんたちがこの児童家庭課の窓口対応に対して苦情や不満が上がっているのだと思います。このような市民の声を真摯に受けとめて、今後はお母さんたちから喜ばれるような窓口の対応、そして改善につなげていただきたいと御指摘申し上げますが、御答弁いただけますか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

議員さんと同じように、私もその自由意見を読ませていただきまして、非常に胸が痛くなる思いでございました。特に年度途中の申し込みに際しましては、なかなか入所が難しいという状況も確かにございます。そういう中で、言葉のあやという部分もあるのかもしれませんが、言葉が足りなかった部分、見た目の話す、そこにもあったのかもしれませんが、以後、こういうことのないように気をつけたいと思いますし、その意見をいただいた方には、本当におわびを申し上げたいと思っております。

○1番（森 大輔君） 課長のおっしゃるように、ぜひそうしていただきたいと思ひますし、市民の皆様は納税者であるということをぜひ忘れないでいただきたいと思ひます。

そして、今から申し上げるのは御提案ですが、では、この県が実施されました分野別自由意見集のように、自由な意見をお母さんたちから求めることができる、そういった機会をつくっていただきたいと思ひますが、平成20年度に別府市が実施されたニーズ調査では、行政が一方的な設問に対して「はい」とか「いいえ」、「満足している」「していない」「まあまあ」とか、単純な回答をもらうアンケート形式の調査であったと思ひますが、次回ニーズ調査をされる際は、前回のような単純な回答だけでなく、お母さんお一人お一人が実際にどう思われているのかを、そういった自由な意見がかいま見えるパブリックコメント的な調査も加えて実施していただきたい、このように思ひますが、していただけますか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

昨年の8月ですが、国会で子ども・子育て関連3法が成立いたしました。この法律では、子ども・子育ての支援給付や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などを行うために、各市町村で市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が求められております。そして、この計画策定の前提といたしまして、ニーズ調査の実施、これも必要であるというふうに規定されております。アンケートの内容につきましては、これから国のほうから具体的な内容が示されてくるのですけれども、各市町村の実情に合った計画をつくるようになっておりますので、可能な限り自由意見が求められるような、そんなアンケートづくりをしたい、このように考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。ぜひ、そうしていただきたいと思ひ申し上げます。

では、次に、民間児童館と公立児童館についての質問に移ります。

今、別府市には南部、北部、そして西部に公立児童館が3カ所と、光の園さんが行っています民間児童館が1カ所あります。

では、伺いますが、この民間児童館が担っている役割についてどのようにお考えですか。そして、どのような支援をしてこられましたか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

光の園は、児童館機能だけではございませんで、保育所それから養護施設なども併設された法人でございます。別府市の児童福祉の中核を担う施設というふうに捉えております。

児童館に対する支援といたしましては、民間児童館活動事業委託料といたしまして予算措置をしているという状況でございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。今御答弁の中にありました、別府市の児童福祉の中核を担う施設、そのように御答弁されたと思います。ぜひその御答弁を覚えていただきたいと思います。それで、それを踏まえてこれからの質問に対して御説明をいただきたいと思うのですが、この民間児童館活動委託料として予算措置をされてきたと言われました。この委託料は、今まで国と県が負担する2つの補助金を用いて予算措置をされてきたと思います。1つは民間児童館活動事業費、もう1つは児童福祉併設型民間児童館事業費、この2つからでした。では、この2つの民間児童館補助金について、今まで国と県が3分の1ずつ負担をしてきましたが、この支援を国と県が打ち切った。この支援を国と県が打ち切ったその理由について教えていただけますか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

まず、平成24年度に国のほうが補助金を打ち切りました。これは、国の施策の中で所得税などの税額控除、これが廃止になりましたことから、地方税収の伸びが見込まれるということになりまして、一般財源化されたという形でお聞きしております。それから、県のほうは平成25年度から補助を打ち切るという形を聞いておりますけれども、これは、一般財源化した部分を各市町村に地方交付税として配分するという方向になりましたので、県のほうは平成25年度から補助を打ち切るという形で聞いております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。確かに調べてみますと、平成23年度は国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担をしていました。これが、平成24年度になりますと、国の3分の1負担がなくなり、県が3分の1、そして、市が3分の2を負担するようになりました。来年度からは——新年度ですが——県の3分の1もなくなって、これから市単独でこの民間児童館の運営委託料、これを捻出していくことが求められてはいますが、ただ御答弁のように所得税控除の廃止によることで地方財政の増収と、これまでの補助金のかわりに交付税措置を行うので、市に民間児童館活動費にかかわる財政的な負担は実質かけないというのが、国の言い分なのだと思います。もしそうであるならば、この民間児童館に対して国や県からの補助金がなくなることを理由に、市がその予算措置を縮小するようなことがあればおかしいと思いますし、そのようなことをされると、民間児童館の運営自体が厳しくなるという危惧がございます。

今までこの民間児童館は、委託料と法人の自己負担金合わせて約1,100万円で運営をされてきました。平成23年度のその利用者の規模は約1万3,000人ということです。一方で別府市にあります公立児童館でございますが、調べさせていただきますと、それぞれの運営状況は、年間2,400万円から2,600万円ぐらいの間の運営費で行われています。この内訳のほとんどは先生方の人件費ということですが、それぞれの利用者の規模は、南部が1万925名、北部が1万6,000名、西部が1万3,739名となっていました。比べてみますと、公立児童館、こちらは年間大体1万3,000人規模の児童館を運営するに当たって約2,500万円の運営経費をかけています。民間児童館は、同規模の運営をするのに公立の2分の1の運営費、これで維持されている。こういった状況にかかわらず、新年度からは県

の補助金がなくなるからとか、国の補助金がなくなるからとして、民間児童館の運営委託料を減らしています。厳しい状況を強いています。これはおかしいと思っております。

児童家庭課は、県に従来どおりの補助金を継続してほしいと要望されているとありますが、たとえ難しい場合でも市単独で今まであった県の補助金を補うぐらいの予算措置、これが必要だと思いますし、そうできるように、国の言い分ではありますが、交付税措置をしようと言っているのだと思います。現在、この民間児童館は、最小人数の受け入れ体制で委託料と法人負担金を用いて1万数千人の児童とその家族の生活環境、これを支える奉仕の精神で、課長さんが答弁されたように別府市の児童福祉の中核を担っています。しかし、これ以上の事業規模の縮小は、民間児童館この運営自体が厳しくなるという切実な訴えをされています。ぜひこれからは地方交付税、この使い方、予算順位のあり方、見直されて民間児童館の支援の拡充の必要があるのではないのでしょうか。特に次世代を担う子育て支援を重点課題としている別府市であるなら、なおさらそうしていただきたい。御検討する余地があると考えますが、どうでしょうか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたけれども、民間児童館の役割、中核という形で私も答弁させていただきましたが、そのように私は捉えています。

課といたしましては、引き続き支援を続けていきたいというふうに感じているところですけれども、やはり国・県の補助金なしでの単独支援というのは、非常に厳しいものがございます。ただ、この問題につきましては、別府市だけではなく、他の市町村も同じような思いを感じておりますので、一緒になって県のほうにも引き続き要望していきたいというふうに考えているところでございます。

（議長交代、議長松川峰生君、議長席に着く）

○1番（森 大輔君） おっしゃることもわからないことではないのですが、少なくともこの事業は必要であるという認識を持っていらっしゃるのであれば、交付税措置、そして、これもまた市の立派な財源の1つであるわけですから、市単独になっても今までと同様ぐらいの、また補助金を補うぐらいの十分な予算措置をしますというぐらいの御答弁をお聞きしたかったのですが、別府市ももちろん財源の6割を国とかからの補助金、交付税に依存している自治体で、自主財源の市税は全体の3割ほどしかない厳しい「3割自治体」と言われておるわけですから、もちろん今までのようにひもつき補助金であれば、そのまま充てることができるのですが、交付税措置になって、そこにどう使われるかは市の重点課題にかかってくるのだと思います。市の重点課題ということは、つまり市長の方針次第とも言えると思います。であれば、なおさら市単独の支援は難しいとかいう、そういった御答弁はしてほしくないと思います。ぜひこのことについては前向きに御検討されることをお願い申し上げます。

時間が少しなくなりましたので、次の社会的養護施設の体制については、次回の質問にさせていただきます。次の児童虐待の現状について質問をさせていただきます。

現在、少子化によって全体の児童数が減少しているにもかかわらず、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。全国の児童相談所の調べによりますと、平成11年度の児童虐待防止法の施行を皮切りに児童虐待の件数はふえておりまして、平成21年度には約4万件が、平成23年度には5万9,000件に上がっているという資料がありました。大分県も同様に、平成11年度の相談件数ですが、166件が、平成23年度には928件、約5倍にふえておりますが、別府市の児童虐待の相談件数の推移について教えてくださいか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

平成20年度から23年度までの推移でお答えさせていただきます。20年度154件、21

年度 106 件、22 年度 96 件、23 年度は 159 件となっております。

- 1 番（森 大輔君）ありがとうございます。あの痛ましい事件以降、市民の児童虐待に対しての意識が高まってきていることが、相談件数の推移から見てとれると思いますが、では、この児童虐待が起こる要因や背景について、どのように捉えていらっしゃいますか。

- 児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

児童虐待が起こる背景には、まず養育者の状況、それから子どもの状況、そして養育環境といった3つの背景にリスク要因が潜んでいる場合がございます。

まず、養育者の状況から見てみますと、例えば望まない妊娠で生まれた子どもに愛情が持てない場合、それから、養育者が未熟で、保護者としての自覚や認識が乏しいなどといった養育者の出産や育児を通して発生するもの。それから、精神障害や知的障害、アルコール依存及び薬物依存などによって心身が不安定になった場合など、養育者自身の性格や心身の問題などから発生するものなどが考えられます。

また、子どもの状況におきましては、手のかかる乳児期の子どもや発達障がいなどで育ちにくい場合などが考えられます。

養育環境におきましては、経済的な不安や家族関係、夫婦の不和やDV、核家族化が進む中で地域とかかわりが持てずに孤立している家庭状況なども考えられます。

このように、幾つかの要因が複雑に絡み合っ、より深刻な心理状態に陥っていく可能性が高いと思われます。ただ、もちろんこれらの要因は、あくまでもリスクでございまして、必ずしも虐待につながるものではございません。それだけにプライバシーや個人情報といった壁に阻まれ、行政がどこまで事前に立ち入ることができるのかという問題がございます。

- 1 番（森 大輔君）ありがとうございます。大変感慨深い御答弁だと思います。虐待の種類で一番多いケースは、ネグレクトや心理的虐待で、2 番目に多いのが、身体的虐待というデータがございました。実際に2人の子どもの育てているお母さんとか、お話を伺いますと、この方は母子家庭の方だったのですが、専業主婦の方はもちろんですけども、仕事をされているお母さんとか母子家庭の方は、家計を支えながらの子育て、そして、その子育てもほとんどの場合は育児の大変さから来るいらいらが募って、ついつい子どもに当たってしまうこともあるということもおっしゃっていただきました。ただ、ほとんどの場合はこういったいらいらが募ってのことだと思いののですが、中には虐待につながるリスク要因を持つ養育者、こういった状況もあるのだと思います。その一例としては、養育者の性格的傾向、これは単にアルコール依存とか薬物だけではなくて、養育者自身が、つまり親が以前に虐待の経験を持っている場合、同じことを繰り返してしまうおそれがあるとお聞きします。虐待につながる多くの場合は、これ以外にも幾つかのリスク要因が重なり、深刻なケースに陥ることが多いのですが、その虐待を防止するには、行政と関係機関との連携を深めてリスク要因を事前に感知されて、リスク管理ができる体制をつくっていく、このことが1つの方法だと思いますし、そういった思いで次の児童虐待防止に向けての取り組みについて質問をさせていただきます。

今回、この児童虐待防止について私が質問するのは、児童福祉に関係の深い見識を持った方との御縁がきっかけでした。その方のお話をお聞きしていくうちに、虐待を防止することの難しさ、それと同時に児童虐待防止の取り組み次第では、深刻な状況に陥る前に、未然に防ぐことができる虐待ケースも多々あるということをお聞きいたしました。

では、一昨年、別府市で起きました児童虐待事件を受けて、児童虐待防止検証委員会が設置されました。この児童虐待防止検証委員会の提言を受けられてこれまで実施された施策の進捗状況、教えていただけますか。

- 児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

検証委員会の提言書からは、児童虐待防止に向けて8つの改善案が示されております。そのうち、アセスメントシート及びチェックリストの作成、臨床心理士の配置、児童相談所の実地研修、子育て家庭への訪問支援、児童相談所との連絡会、市民等への啓発、庁内での連携、この7つの項目につきましては、既に実施、取り組んでいるところでございます。ただ、スーパーバイザーによるケース会議の実施、この項目のみまだ検討段階となっている状況でございます。

- 1番（森 大輔君）ありがとうございます。8つの提言のうちの7つ、スーパーバイザー体制以外についてはほぼ実施されている、そのように理解いたします。

私は専門家ではありませんので、うまくは言えませんが、今、別府市は要保護児童対策地域協議会というのを立ち上げています。この中の1つの取り組みとして子ども福祉塾というのがあります。この子ども福祉塾は、昨年からはじめられて、今月の27日で1周年ということですが、別府市の児童虐待防止活動の中核の1つになりつつあると思います。実は私も、その塾生の一人として児童虐待問題の根深さを痛感しているところでありまして、私の知っている限りでは、ここにいらっしゃる野上議員も塾生だと思います。この子ども塾では、他市で起きた児童虐待の事案を例に、対応が十分であったのかとか、なぜ早期に発見できなかったのかとか、未然に防ぐことができなかったのか、市、学校、関係機関は虐待を発見したとき、どれだけ、どのように介入できるのか、そういった問題点、改善点を議論し合います。これだけでも十分意義あることなのですが、この福祉塾のユニークなところは、それぞれ違う分野で子どもと接してこられた方々、例えば保育所の先生とか幼稚園・小学校・中学校、そして地域の民生委員、養護施設の先生、児童相談員、子ども支援センター、臨床心理士の専門家、警察官、そして児童家庭課の職員の方とか、そういったそれぞれ違う分野の現場で子どもと接していらっしゃる方々が顔を合わせて、そこで今までになかった顔の見える連携ができるようになりつつあるのが一番の特徴である、そのように認識しております。

そして、少し時間がなくなってきましたので割愛させていただきますが、では、児童虐待検証委員会が提案されましたスーパーバイザー体制についてお聞きいたします。

現時点でこの検証委員会が発案した施策の中でまだ実現に至っていないのが、このスーパーバイザー体制だと思いますが、このスーパーバイザー体制については、部長そして課長、そして担当の職員の方も、関係者、そして児童虐待について認識の深い方々からの御提案を受けて、このスーパーバイザー体制がこういった形がいいのかということの、この構想については、十二分に理解されていることだと思います。ですので、ぜひこの児童虐待防止に対しての見識の深い関係者の方々の御意見を十分に考慮されて、そのスーパーバイザー体制の早期整備に向けての取り組み、これをしていただきたいと考えますが、お考えをお聞かせください。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君）お答えさせていただきます。

現在、別府市のほうで児童虐待に対応している部署につきましては、特に専門的な技術を持った職員というのが非常に少ない状況であります。これを補うという意味からも、スーパーバイザーということで見識の広い、また深い方にアドバイスをしていただくということは、非常に大切なことというふうに考えております。スーパーバイザーを導入できるような形で現在検討させていただいている状況であります。

- 1番（森 大輔君）ありがとうございます。ぜひ、そのようにしていただきたいと御要望させていただきます。

最後に市長、今まで、少し省いたところもありますが、児童行政について質問させていただきました。これから別府市は、もちろん市長の公約でもありますが、子育て支援を応援する、そして、質の高いまちづくりを推進していただけるものと考えますが、これから

もっともっと子どもの育成に関して、そして今まで申し上げました、例えば虐待を防止する取り組み、子育て支援塾とか、そういったもの、そしてスーパーバイザー体制というのは、民間の発案から来ているものです。こういったものを受けて今後の市長のまちづくりの思い、それをお聞かせいただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（松川峰生君） 市長、時間をよく見て答弁してください。

○市長（浜田 博君） 時間がないので、思いをいっぱい言いたいのですが、本当にありがたい御指摘・御意見をいただきました。今、最後に御指摘いただいた別府子ども福祉塾、この活動については、本当に私もありがたく思っていますし、認識をいたしております。光の園、松永先生を中心に子ども支援センター、さらには、あなたが言われたように市の児童家庭課が中心となっていていろんな方々が集まって、夜間にもかかわらず、毎月、夜間にもかかわらずたくさんの方が集まって、塾生のあなた方と一緒に勉強されてきたということには、本当に敬意を表したいと思っております。

児童虐待防止のための勉強会を続けていただいているという報告も受けておりますから、児童虐待防止のためには、今後とも子育て支援、本当に別府で子育てしてよかった、こういうまちづくりについて真剣に頑張っていきたい、このように思っております。

御意見、ありがとうございました。

○議長（松川峰生君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。あす15日から20日までの6日間は、休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、21日定刻から開会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、あす15日から20日までの6日間は、休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、21日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時46分 散会

